

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

# Report'21

The Kurashin public information journal



倉吉信用金庫  
KURAYOSHI SHINKIN BANK

# この街とともに…



## ごあいさつ



皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに当金庫第77期の事業概要と決算状況をご報告するに当たり、日ごろのご支援とご愛顧に対し、心から厚くお礼申し上げます。

令和2年度の国内経済は、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、感染者数の拡大とともに急速に景況感の悪化が強まりました。国内外で実施された経済活動の厳しい制限や自粛要請により、内外需ともに大幅に悪化し、令和2年4月～6月期の実質GDP成長率は、リーマンショック時の悪化幅を超える現行統計史上最大の減少率を記録しました。その後、GoToキャンペーンの効果もあり回復基調が強まりましたが、再度の感染拡大を受けて同キャンペーンが一時停止されたことにより、経済活動は停滞し、飲食業、観光業を中心として幅広く景況悪化感が強まりました。

その一方で、株式市場は令和2年11月の米国大統領交代に端を発した米国株の上昇や、IT関連企業の好業績などの影響を受けて国内株も上昇し、令和3年2月には約30年ぶりに日経平均株価も3万円台を回復しましたが、大都市における新型コロナウイルス感染拡大を受けて、一進一退の状況が続いています。

鳥取県中部地区の経済情勢は、大都市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、観光客の激減により、旅館業や飲食業をはじめ、その他多くの業種で売上、受注が急減するなど厳しい状況となりました。政府、県によるGoToキャンペーンをはじめとする経済対策の実施により一時的な回復は見られましたが、都市部で感染者が増加したことによる同キャンペーンの停止や、県内での感染拡大を受けて、再び景況が悪化しました。併せて、地方が持つ構造的な問題である少子高齢化・人口減少もあって、地域経済の縮小が懸念されています。このような背景から実態経済は非常に厳しいものとなっており、当地における大きな課題となっています。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関です。「地元と共に生きる」を経営理念とし、企業の資金繰り支援はもちろんのこと、創業支援、企業再生支援、コンサルティング機能の発揮等に注力し、地域貢献に誠心誠意務めた令和2年度でした。

当金庫は令和3年4月から「くらしん『支援力の強化と変革への挑戦』3ヵ年計画」をスタートさせました。本計画では、取引先の資金繰りを支えて事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努め、地域金融機関として地域から確固たる信頼を得られるよう活動すること、人口減少や超高齢化といった地域全体の社会的課題に対しても、SDGsの観点から継続的な支援に取り組むことを基本方針として掲げています。

併せて、法令等遵守、顧客保護、内部事務厳正化に引き続き注力する一方で、本業である貸出推進により安定的に収益を確保することでビジネスモデルの持続可能性を高め、鳥取県中部地区内経済の中心となって地域社会をけん引していく役割を果たして参る所存でございます。

今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と致します。

理事長 **笠見 和則**

## contents

ごあいさつ	1
企業理念・経営方針	2
地域貢献	3
事業運営	12
業績の概要	18
営業のご案内	22
財務状況	27
自己資本の充実の状況	37
組織構成	44
総代会制度	45
くらしんのあゆみ	48
店舗一覧	50
開示項目一覧	52



概要 (令和3年3月31日現在)	
創業	明治45年4月
本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地
店舗数	11店舗
従業員数	80人
営業区域	鳥取県
	倉吉市、東伯郡
	西伯郡大山町 (旧中山町に限る)
	鳥取市 (旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く)
	岩美郡
	八頭郡八頭町 (旧船岡町、旧郡家町に限る)
	岡山県
	真庭市蒜山 (旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る)

■企業理念■

(基本理念)

# 地元と共に生きる

(経営理念)

1. 信 頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

1. 変 革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

■経営方針■

(経営方針)

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、「小さくても最良のくらしん」を実現します。

(行動基準)

- 1. 礼 儀 我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。
- 2. 元 気 我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。
- 3. 向 上 我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。



積極的に地域や人々に働きかけていく「くらしん」をイメージ、「K」と「S」および「く」を組み合わせ、デザイン化。堅実に発展する姿、しなやかに伸びていく様、時代の風を受け、皆様と共に大きく飛躍する姿を表現しています。  
 三層の重なりは「ひと」「街(地域)」「くらしん」を意味し、「S」のなめらかなラインによって三者が織り成すハーモニー(調和)を、また直線と鋭角によって信頼感、緊張感、正確さを表しています。  
 グリーンは「自然の緑」および「安らぎ」「安心」「信頼」を、イエローは「英知」「協調」を意味しています。

倉吉信用金庫と地域社会

当金庫は鳥取県中部を主な事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関であります。

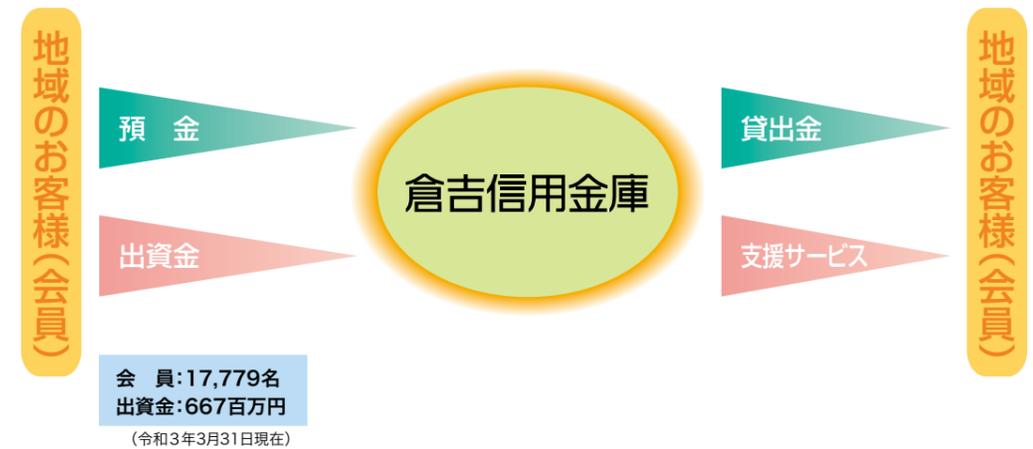
地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めており、貸出金の預金積金に占める割合(預貸率)は51.26%となっております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツの振興といった分野にも積極的に取り組み地域貢献を実行しております。

●預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域の皆様の資産作りのお手伝いとして、お客様の生活設計・資産形成・事業の発展に寄与する商品を揃えて、窓口にご来店いただくことは勿論、ご自宅・事務所にお伺いし、地域の皆様の要望にお応えしております。

商品明細につきましては22ページに詳しく掲載しております。

[預金積金残高：84,347百万円] (令和3年3月31日現在)



●貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)

地域からお預け頂いた資金は、地域のお客様のニーズに応え、地域の活性化に資する為に地域に還元し、中小企業の健全な発展と、地域の皆様の健全な繁栄に役立てていただく事を運用の基本として位置づけ、設備投資から運転資金に至る事業資金は勿論、地域の再生に貢献する各種商品を揃えております。

また、個人のお客様へは資産形成と生活向上を目的とした各種ローンを準備しております。

融資形態は事業用の設備資金が6,831百万円、運転資金が19,338百万円、個人の住宅ローンが4,560百万円、消費者ローンが2,459百万円、地方公共団体融資が8,000百万円となっております。

商品明細につきましては23・24ページに詳しく掲載しております。

[貸出金残高：43,243百万円] [預金積金に占める貸出金の割合51.26%] (令和3年3月31日現在)

●貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用については、信金中金等への預け金と有価証券への投資を行っております。常に安全性を第一に心がけ、投資先のデフォルトリスクに対応できるよう、投資先を分散して運用しております。

[預け金残高：34,218百万円] [有価証券残高：10,270百万円] [その他運用残高：463百万円] (令和3年3月31日現在)

## ●取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は政府系金融機関、中小企業診断士協会、TKC 税理士会等との連携契約を締結し、景気低迷の現在様々な問題を抱えておられるお客様へ経営の改善策や創業に対するアドバイス・支援を全店的に実施しております。特に再生担当を設けて企業の経営改善に取り組んでおります。

お客様ネットワークの取り組みとして、「しんきんビジネスマッチングサービス」を活用してビジネスマッチングの場を設けております。

その他、各営業店に経営者の会、年金受給者の会や経営者の婦人を対象とした「さざなみ会」を組織して、会員相互の親睦と情報交換の場所を提供しております。

また、あらゆる相談所として「法律相談」「税務相談」「年金相談」等の相談日を定期的に開催し、地域の皆様の相談に対応しております。

## ●決算に関する事項

当金庫は地域に対する貢献を継続するため、企業の継続性を目指し、経営の合理化・効率化を追求してまいりました。その結果、令和3年3月期には221百万円の業務純益を計上し、193百万円の当期純利益を計上しました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り、更なる地域貢献が果たせるよう努めてまいります。

## ●中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況（令和2年4月～令和3年3月）

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識し、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を策定し、金融円滑化に関する事項を管理する「金融円滑化推進委員会」を設置して、態勢整備を図りました。

貸出条件変更等に関する相談をお受けするための窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、本取り組みに係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口を本部に設置して、態勢整備を行っています。

また、審査管理部が営業店と連携してお客様の経営改善支援を行います。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### a 創業・新規事業開拓の支援

創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応しています。

令和2年度は、鳥取県の制度融資「創業支援資金」及び当金庫の「プロパー資金」を活用し、7件53百万円を実行支援しました。

#### b 成長段階における支援

中小企業が保有する売掛金・棚卸資産・機械設備等を担保として、金融円滑化支援をしています。

令和2年度は、流動債権譲渡担保及び（集合）動産担保の新規取扱いを、3件65百万円取り組みました。

#### c 経営改善・事業再生・業種転換・事業承継等の支援

とっとり企業支援ネットワークを積極的に活用し、企業の経営改善、事業再生の支援に取り組んでいます。

令和2年度は、とっとり支援ネットワークの活用はありませんでしたが、再生支援協議会を活用し1先の改善支援取り組みました。

### 4. 地域の活性化に関する取組状況

当金庫は、信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「SCB ふるさと応援団」に、倉吉市の地域創生事業「倉吉中心市街地振興ビジネス活性化支援事業」を推薦しました。

信金中央金庫の審査会を経て、当事業が令和2年度寄附対象事業に選定され、令和3年2月17日、倉吉市に寄附金1千万円を贈呈されました。

当金庫は、地域の課題に正面から向き合い、今後も倉吉市をはじめ関係各所と連携して地域が抱える課題解決に取り組めます。

## 地域密着型金融の取組状況（令和2年4月～令和3年3月）

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

《取組方針》 地域金融機関としての特性を発揮し、地域情報ネットワークの活用と、継続的取引関係を通じ、取引先中小企業の創業から成長段階（ライフサイクル）に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っていく。

### ●創業、新事業への積極的な支援

・創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応いたしました。

#### 新規参入・新分野進出への支援

令和2年度の実績…7件、53百万円

### ●事業及び企業の積極的な再生支援

#### 貸出条件の変更に積極的かつ柔軟な対応

・中小企業金融円滑化対応として、取引先の資金繰り改善を目的として、積極的に対応いたしました。

令和2年度の実績…75件、1,055百万円

・とっとり企業支援ネットワーク等の積極的な活用

#### 産・官・学・金との情報ネットワークを活用した、地域の取引企業への支援

・鳥取大学産学・地域連携推進会議にも1名を登録し、積極的に情報交換を行っています。

・商工会議所が中心となって運営している産・官・学・金の会「中部元気クラブ」に当金庫役員が中心となって参加し、積極的に情報交換しています。

・日本政策金融公庫と業務特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有し、創業予定者に対するクオリティーの高い支援を目的として、創業分野で連携しています。

・独立行政法人鳥取県産業技術センターと産業技術分野での地元中小企業等への支援、情報交換や情報発信を行うことを目的として、連携しています。

#### 再生支援先の経営改善指導

・令和2年度は経営支援先26先を定め、うち4先を重点先として経営改善指導の取り組みを実施し、経営者とのヒアリングや、営業店長と計画の進捗状況等の検討を行いました。

期初債務者数 (取引先企業 除く正常先)	うち 経営改善支援 取組み先数	うち期末に債務 者区分がランク アップした先数	うち期末に債務 者区分が変化し なかった先数	うち再生計画を 策定した先数	経営改善支 援取組み率	ランクアッ プ率	再生計画策 定率
312	26	1	20	22	8.33%	3.84%	84.61%

### ●取組事例

#### 《創業・新事業支援》

##### 取組の動機・経緯

介護、障がい者福祉施設を展開する取引先事業者が、鳥取県中部地区内における障がい福祉サービスの地域間格差の是正と受入れ拠点の拡充を目的として、新施設の建設を希望されました。

##### 取組の内容

同社の経営理念～様々な障がいを持つ方々が支えあう「共生」～に共感した当金庫は、地元商工会や他の地域金融機関と連携し、新施設の事業計画作成から携わり、国・県の補助金を活用するとともに、建設資金を全面的に支援することができました。

##### 成果・効果

新施設の完成は今年度中となりますが、建設地の自治体は、「生涯活躍のまち」構想を掲げ、シニア層の移住に積極的に取り込んでいることから、福祉施策への意識も高く、本支援を通じて地域活性化の一助を担うことができたと考えています。

##### 評価及び課題

事業者とは概ね創業時からの取引でした。これまで営業店と常に情報共有できていたために、事業実績だけでなく、成長可能性、事業の特色、地域への貢献度等、同社の事業性を高く評価していました。こうした背景もあり、積極的支援に至ることができました。

## 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《取組方針》 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

### ●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

#### 売掛債権担保融資とABLの推進

令和2年度は、流動債権譲渡担保および（集合）動産担保融資として、3件 65 百万円を取り扱いました。

#### シンジケートローンの組成と参加

令和2年度は、シンジケートローンの組成に2件参加しました。

#### 目利き能力の向上

- ・令和2年9月に、融資レベルアップ研修として、信金中央金庫の職員方を講師として招き、事業承継に係るマッチング支援等の研修を行い、営業店長を中心に9名参加しました。
- ・令和2年11月に、融資レベルアップ研修として中小企業基盤整備機構の地域支援機関等サポート事業のスキームを活用し、「事業性評価に係るヒアリング力向上」について研修を行い、若手職員を主体に22名参加しました。
- ・令和2年12月に、日本政策金融公庫の職員方を講師として招き、「創業融資連携」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」の活用等の連携強化に向けたディスカッションに、営業店長を中心に9名参加しました。

### ●取組事例

#### 《売掛債権担保融資の推進とABLの検討》

##### 取組の動機・経緯

中小企業の金融円滑化を図ることを目的として、売掛債権担保融資、ABLの推進に取り組みました。

##### 取組の内容

資金供給手段として、ABLを積極的に活用し「売掛債権担保融資」及び「（集合）動産担保」等を取組みました。

##### 成果・効果

流動債権譲渡担保及び（集合）動産担保	令和2年度新規取り扱い	3件	65 百万円
--------------------	-------------	----	--------

##### 評価及び課題

令和2年度の取り扱いは、3件の65百万円でしたが、中小企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資取組みには欠かせないツールであると考えています。新規先の開拓や既存取引先の深耕、資金繰り支援に活用できることから、引き続き積極的に推進します。

### ●経営者保証に関するガイドラインの活用状況

#### 経営者保証に関するガイドラインへの取組

倉吉信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	333 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.83%
保証契約を解除した件数	24 件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

## 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《取組方針》 この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要とされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済活性化、地方創生への取り組みを行う。

### ●地方創生への取組

#### 地方創生のおもな取組

地方創生への対応として、平成27年4月に地方創生担当部を設置、営業店長を地方創生担当者として全店に配置し本部と連携を図り地方版総合戦略に積極的に関与できるよう体制を整備しました。

地方版総合戦略の推進に向けて地元自治体、経済団体等と連携を図り、個別施策らについて金庫の持つ知見等を生かした機能を発揮し協力を行っています。

令和2年10月、「鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定」を締結しました。今後、歴史的建造物のリノベーション・再整備などの事業が進められることとなり、当金庫は地元金融機関としてこの事業に関与していくこととしています。

令和3年2月、信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」に、当金庫が倉吉市の地域創生事業「倉吉市中心市街地振興ビジネス活性化支援事業」を推薦し、信金中央金庫から倉吉市に対して1,000万円の寄附金が贈呈されました。

令和2年度より、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定を締結すると共に、当金庫の「SDGs宣言」を公表しました。

山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携した第一弾の取組みとして、企業版ふるさと納税制度を活用のうえ、SDGsの趣旨に則り、持続可能な地域社会の実現に向けて、構成員である住民のみならずみなさまへの支援を目的として、鳥取県3金庫は鳥根県、島根県3金庫は鳥取県に対して各300万円ずつ寄附を行いました。



6信用金庫 SDGs 連携協定



倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくり



SCBふるさと応援団寄附金贈呈

#### 地域貢献に資するイベント、行事の開催と、地域経済活性化への取組

令和2年4月～5月、「佐川美術館コレクション 生誕90周年 平山郁夫が描く世界遺産展」に特別協賛しました。同展の入館券を周辺の飲食店など57の協賛店で提示すると、割引きやプレゼントなどのサービスが受けられる「まちなか周遊コラボ企画」が同時に行われました。

令和2年12月、新年を気持ちよく迎えていただくことを目的として、恒例となっている福祉施設2先に対する新米寄贈を行い、入所者のみなさんに大変喜んでいただきました。

## 地元での買物、発注を推奨する「地賛地商」運動の展開

地域経済の活性化を図る為、倉吉信用金庫では「地賛地商」をスローガンにしたPRポスターを平成22年度に作成・配布しましたが、現在も外郭団体の講演会での参加者並びにポスター希望先へ配布し、引き続きポスターの活用を継続し地元での買物、発注を啓蒙しています。



## ●ビジネスマッチングの推進

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践が求められる中、当地域の事業者においても対面販売以外の販路を開拓する重要性は高まってきております。インターネットを通じて不特定多数の人から資金を募り、その返礼としてモノ・体験・サービス等を提供する購入型クラウドファンディングは、規模の小さい事業者にとって有力な販路のひとつとなっております。

令和2年11月、お取引先の販路拡大支援の一環として、山陰地区6信用金庫が共同して「しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト」を発足させ、株式会社キャンプファイヤーとのパートナーシップ契約を締結し、当金庫では食品製造会社1先の販路拡大を支援しました。

## ●金融仲介機能（ベンチマーク）の取組状況

事業性評価を行い、お取引先の事業内容や成長可能性を適切に評価することで、円滑な資金供給を行っていくことに努めています。

	令和3年3月31日
経営指標等が改善した先数（単位：社）	217
当金庫が関与した創業件数（単位：件）	7
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数（単位：社）	32

## 金融円滑化への取組状況

倉吉信用金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

令和3年3月末における当金庫の金融円滑化への取り組み状況をお知らせいたします。

### 1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

#### 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

### 2. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

#### (1) 苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

(平成22年1月18日苦情・相談メール開設、同25日専用フリーダイヤル開設)「0120-031511」

#### (2) お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

### 3. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

#### (1) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。

経営改善・指導は本部審査管理部がサポートいたします。

#### (2) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。

▶ 金融円滑化法期限到来後における貸付条件の変更状況

(金融円滑化法は平成25年3月末で終了しましたが、本票は平成25年4月以降の受付を加算して集計したものです。)

1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：百万円)

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	8,930	11,107	12,591	13,900	14,925	16,058	17,597	18,733	19,800
うち、実行に係る貸付債権の額	8,449	10,643	12,137	13,457	14,598	15,680	17,160	18,320	19,372
うち、謝絶に係る貸付債権の額	82	82	82	82	82	82	82	82	82
うち、審査中の貸付債権の額	245	138	127	117	1	52	112	88	102
うち、取下げに係る貸付債権の額	153	243	243	243	243	243	243	243	243

2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件)

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	740	912	1,039	1,163	1,267	1,372	1,496	1,591 (3)	1,666 (55)
うち、実行に係る貸付債権の数	711	875	1,007	1,128	1,237	1,340	1,458	1,559 (3)	1,631 (52)
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	7	7	7	7	7	7 (0)	7 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	6	9	4	7	2	4	10	4 (0)	7 (3)
うち、取下げに係る貸付債権の数	16	21	21	21	21	21	21	21 (0)	21 (0)

3. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	674	752	834	916	968	989	1,041	1,073	1,091
うち、実行に係る貸付債権の額	598	682	728	846	898	919	971	1,003	1,017
うち、謝絶に係る貸付債権の額	30	30	30	30	30	30	30	30	30
うち、審査中の貸付債権の額	5	0	35	0	0	0	0	0	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	39	39	39	39	39	39	39	39

4. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	65	74	80	89	93	95	100	102 (0)	109 (5)
うち、実行に係る貸付債権の数	58	68	73	83	87	89	94	96 (0)	102 (4)
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2 (0)	2 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	0	0	0	0	0 (0)	1 (1)
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4	4 (0)	4 (0)

※ ( ) 内は、全体に占める新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関連する貸付条件の変更件数です。

地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、商工会議所等各種団体に入会して活動する他、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

● 6月15日「信用金庫の日」

信用金庫法が公布・施行された日にちなみ、6月15日を「信用金庫の日」として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施いたしました。



全店一斉清掃活動

社会福祉活動

地域の社会福祉への貢献活動として、福祉施設等へ新米を寄贈いたしました。

● 新米寄贈

新年を気持ちよく迎えていただくために、毎年福祉施設等に新米を寄贈しています。



新米寄贈 因伯子供学園

新米寄贈 希望の家

事業の運営に関する事項

1. リスク管理の取組み

● リスク管理の体制について

金融の自由化や情報技術の進展に伴い、金融を取り巻くリスクはますます多様化、複雑化してきています。当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保して地域に貢献するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスク管理方針やリスク管理規程等を制定したうえでリスクの把握と適切な管理に努めるとともに、内部監査によるチェックを実施する等、組織的なリスク管理態勢の整備を図っています。

信用リスク管理	市場リスク管理	流動性リスク管理
信用リスクとは、貸出金の回収不能や利息の徴求不能等資産の健全性が損なわれるリスクです。 当金庫では貸出金の健全性を維持するため厳格な審査体制をとっています。 また、このためのスキルアップにも努め内部研修の実施や外部研修への派遣を実施するとともに、当金庫が定めた「自己査定規程」により厳格な資産査定を行い適切な償却・引当を実施しています。	市場リスクとは、金利・株価・為替等市場でのリスクファクターの変動により当金庫が保有する有価証券等が価格の変動で損失を被るリスクです。 当金庫では、ALM委員会および作業部会を設け経済情勢・市場動向・金利動向を検討し健全な資金運用の方針を策定し実行しています。	流動性リスクとは、予期せぬ資金流出等により必要資金の確保が困難となる場合や通常よりも高い金利や不利な条件で資金調達を余儀なくされることにより被るリスクです。 当金庫では自己資本比率等当金庫の健全性を積極的に情報開示し、信用不安の未然防止に努めるとともに安全性・流動性に配慮した資金運用と適正な支払準備資産の確保に努めています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとして当金庫は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」を認識し、各々以下の管理を実施しています。

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクです。  
当金庫では監査部による定期的な監査を実施する一方、「事務改善委員会」を設置し事故の未然防止と同時に事務水準の向上を目指す研修を実施しています。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータの誤動作またはシステムダウン等の発生により損失を被るリスクです。  
当金庫は、しんきん共同センターに加盟し勘定系及び情報系のオンラインシステムでサービスを提供しています。同センターは、通信回線の二重化及び他地域のバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保に万全の体制をとっています。  
また、当金庫では「セキュリティポリシー」「情報資産管理規程」等を制定し、顧客情報の保護にも努めています。

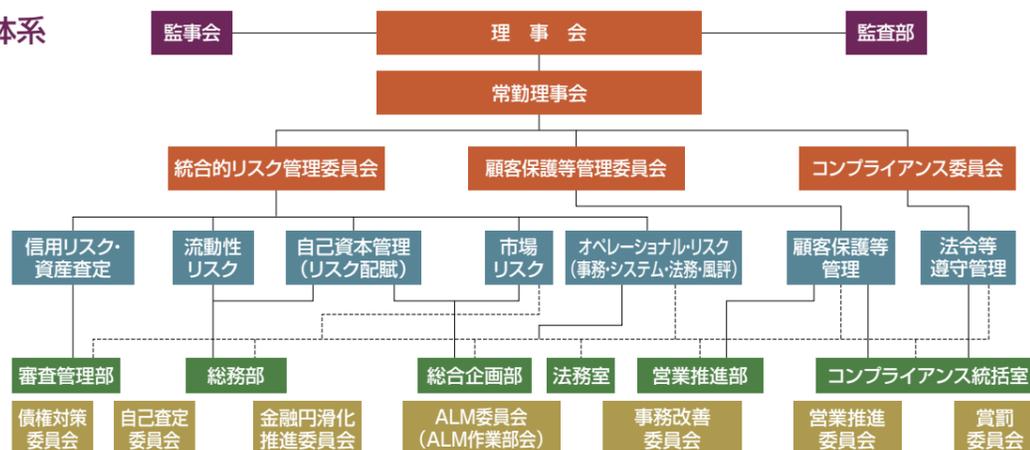
3. 法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営等に関する法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。  
当金庫は全ての部署を関連部署と位置付け、コンプライアンス態勢の確立をとおして法務リスクを管理することとしています。

4. 風評リスク管理

風評リスクとは、悪い評判や風説等が広まることにより信用が損なわれるリスクです。  
当金庫では透明性の高い経営に努め、各種メディア及び媒体を利用し積極的にディスクロージャーすることにより当金庫の健全体質を広報すると同時に、コンティンジェンシー・プランを策定し対応しています。

● リスク管理体制



● 信用リスクに関する事項

- (1)信用リスク管理方針
  - 信用リスク管理においては、資産査定・債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。
- (2)管理方法
  - 信用リスク管理部署は審査管理部、計測管理部署は総合企画部とし、定期的に若しくは必要に応じて統合的リスク管理委員会を通じて常勤理事会に報告することとしています。
- (3)貸倒引当金の計上基準
  - 正常先債権については、貸倒実績率に基づく今後1年間の貸倒引当金を計上します。
  - 要注意先債権については、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しますが、要管理先債権については、3年間の予想損失額を計上し、その他要注意先債権については、1年間分を計上します。
  - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額の内、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を貸倒引当金として計上しています。
  - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を個別貸倒引当金として計上しています。

● 市場リスクに関する事項

- (1)市場リスク管理方針
  - 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクをいいます。
  - 当金庫の有価証券運用は、安定的収益確保を目的としており、リスクの低い商品を中心に安全性を第一に運用しています。
- (2)管理方法
  - 主な市場リスクは、次の3つです。

金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。
為替リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が生じるリスクです。
価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクです。
- (3)金利リスク管理体制
  - 当金庫が保有する資産・負債の主なリスクファクターである金利リスクに関する計測・管理体制等は、「自己資本の充実の状況」に記載しています。

● オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1)オペレーショナル・リスク管理方針
  - 当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクとします。
  - 総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。
- (2)管理方法
  - オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を総合企画部とし、各リスク管理に係る管理担当部署は、以下のとおりとします。

オペレーショナル・リスク	総合企画部主管
事務リスク	総合企画部
システムリスク	総合企画部
法務リスク	コンプライアンス統括室
風評リスク	総務部

- i オペレーショナル・リスクの総合的な管理に係る主管部署は、上記の各リスクの管理担当部署から、定期的にまたは必要に応じて、リスクに係る報告を受けます。
- ii オペレーショナル・リスクの主管部署は、新規商品等の取扱い、新システムの導入の際には、オペレーショナル・リスクを特定します。
- iii オペレーショナル・リスクの主管部署は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて、各業務部門および営業店等が把握したデータ等を取得することができます。
- iv オペレーショナル・リスクの主管部署は、当庫のリスク・プロファイルや外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リスクの状況について、適切な頻度でモニタリングを行います。
- v オペレーショナル・リスクの主管部署は、当該管理の状況に関して、常勤理事会が適切に評価および判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。また、経営に重大な影響を与える事案については、理事会に報告します。

## 2. 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取り扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ロンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在するほか、信用金庫とその役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

法令等遵守（コンプライアンス）とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることをいいます。そのため、倉吉信用金庫では法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ公正な営業活動を行うことが取引先の皆様から「信頼と安心」をいただき、今以上の「絆」を深めることに繋がると考えます。

このような考えに基づいて、当金庫役職員の行動規範や組織体制、庫内ルールを定めるとともに、資質を向上させるため、研修や資格取得の奨励等様々な施策を実施しております。

また、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行され、これに伴って、コンプライアンス違反行為等の通報者保護を金庫規定上明文化するなど、これまで以上にコンプライアンス重視の金庫経営方針の強化を行っております。

### くらしんの行動綱領

- ①信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- ②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- ③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ④経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- ⑤すべての人々の人権を尊重する。
- ⑥従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- ⑦資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- ⑧信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- ⑨社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

### 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 3. 顧客保護等

### ●顧客保護等管理方針

倉吉信用金庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

- ①当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ②当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ③当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
- ④当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ⑤当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

◇本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしておられる方」を意味します。

◇お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

### ●個人情報保護宣言

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。  
平成27年12月 倉吉信用金庫

1. 個人情報とは  
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報を含みます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関等のお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただきます。
- ・お客様の個人情報は、
  - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
  - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
  - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
  - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  - ⑤その他一般に公開されている情報
 等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するように努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の制限）

①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預貯金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について  
当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- ・リンクについて  
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
- ・クッキーについて  
当金庫のHPでは、クッキーを使用しておりません。（クッキーとは）  
クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

- ・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
  - ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
  - ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
  - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
  - ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて  
当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記までご連絡下さい。

**【個人情報に関する相談窓口】**

**倉吉信用金庫 本店 各支店 本部コンプライアンス統括室にて受けます。**

<b>本店営業部</b>	倉吉市昭和町1丁目60番地 (0558)22-6108
<b>三朝出張所</b>	東伯郡三朝町大瀬1036-4 (0558)43-2111
<b>うつぶき支店</b>	倉吉市大正町1075-4 (0558)22-4154
<b>浦安支店</b>	東伯郡琴浦町浦安213-2 (0558)52-2351
<b>由良出張所</b>	東伯郡北栄町由良宿551-4 (0558)37-3711
<b>倉吉駅前支店</b>	倉吉市上井町2丁目3-9 (0558)26-2951
<b>羽合支店</b>	東伯郡湯梨浜町田後340-3 (0558)35-2641
<b>東郷出張所</b>	東伯郡湯梨浜町龍島536-3 (0558)32-0631
<b>西倉吉支店</b>	倉吉市西倉吉町20-15 (0558)28-3111
<b>西倉吉支店 関金出張所</b>	倉吉市関金町関金宿247-1 (0558)45-3121
<b>真庭支店</b>	岡山県真庭市藤山下徳山43-3 (0867)66-4368
<b>コンプライアンス統括室</b>	倉吉市昭和町1丁目60番地 (0558)22-1111

## ●金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は15ページ参照)またはコンプライアンス統括室(電話:0858-22-1111)にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

## 4. 反社会的勢力に対する基本方針

倉吉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、平成24年6月の総代会において、反社会的勢力を会員から排除することとし、定款の一部変更を決議しました。定款抜粋(当金庫の会員となることが出来ない者)

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
2. 次の各号の1に該当する者
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 5. お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、「地元とともに生きる」という基本理念のもと、より一層地元の皆さまのお役に立てるよう、この度「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

当金庫は、本方針にもとづき、以下の事項に誠実に取り組むことで、お客さまの視点に立った商品・サービスを提供し、お客さまの最善の利益を追求しながら、安定した業務運営を確保してまいります。

### 1. 最適な商品・サービスのご提供

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成に資するため、お客さまの視点に立って、また、お客さまのニーズに耳を傾け、お客さまに最適な商品・サービスを選択し、提供いたします。

- ・当金庫は、お客さまに元本毀損リスクを負わせる可能性のある投資信託や変額保険等の金融商品は、取り扱いません。
- ・保険商品のラインアップについては、保険会社から商品情報を収集し、当金庫に支払われる手数料に捉われることなく、当金庫のお客さまに最適と考えられるものを選択します。
- ・今後、お客さまのニーズをお伺いする中で、必要に応じて商品・サービスの提供方針や商品ラインアップの見直しを行います。

### 2. わかりやすいご説明

当金庫は、お客さまに最適な商品・サービスをお選びいただけるよう、その商品・サービスの特性、手数料等の情報、また、お薦めする理由について、お客さまの理解度や資産の状況等に応じて、わかりやすくご説明いたします。

- ・お客さまのニーズに加え、商品・サービスにかかる知識・経験・資産の状況をしっかりとお聞きし、理解度を認識したうえで、お客さまが必要とされている商品・サービスをご提案します。
- ・お客さまがご負担される手数料その他の費用につきましては、金額だけでなく、各種手数料等がどの商品・サービスの対価であるかを含め、お客さまに十分ご理解いただけるよう、情報提供をおこないます。
- ・当金庫はお客さまの投資判断の必要な商品・サービスは提供していませんが、ご高齢のお客さまには、必要に応じて、ご家族と一緒にご検討いただくことをお薦めします。

### 3. 利益相反の管理

当金庫は、当金庫の利益を優先することなく、また、お客さまの利益が不当に損なわれることのないよう、適切に利益相反の管理を行います。

- ・お客さまの利益が不当に損なわれることがないよう、「利益相反管理方針」に従って対応いたします。
- ・研修や会議等を通じて、全役職員にお客さまの利益を不当に損なうことのないよう、利益相反管理の意識の醸成や考え方の啓蒙を行います。

### 4. お客さま本位の業務運営に向けた態勢整備

当金庫は、本方針の基本理念や行動様式を役職員に浸透させ、また、コンサルティング能力の高い人材を育成し、お客さまの最善の利益の追求に貢献します。

- ・すべての役職員に対して、「地元とともに生きる」という基本理念、コンプライアンスや利益相反管理方針、そして本方針の基本理念や行動様式について、計画的な研修・会議を通じて啓蒙を行います。
- ・コンサルティング能力の高い人材の育成のため、役職員に対し、計画的な研修や外部講座等を利用し、専門知識の取得、コミュニケーション能力の向上に取組み、また、資格取得を奨励します。

## 6. その他の業務運営の取組み

### ●ペイオフについて

この制度は平成14年3月までは預金が全額保護されましたが、平成14年4月以降定期性預金については1,000万円とその利息まで、平成17年4月以降は決済用預金を除いた要求払預金と定期性預金を合算して1,000万円とその利息まで保護される制度に変わりました。

そのため、当金庫はあらゆるリスクに耐えられる体質を築くため、不良債権の早期解消に努め、皆様に安心してお取引願ひ、信頼される金庫として役職員一同努力しております。

### ●貸出運営についての考え方

信用金庫の3つのビジョン「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会発展への奉仕」を実現するため地域金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため次のことをお約束いたします。

- ・地元中小企業及び住民の皆様の専門金融に徹します。
- ・地元の皆様優先に徹します。
- ・地元の皆様に合致した商品を提供します。
- ・貸出を通じあらゆる相談に応じます。
- ・誠実で公正な対応をいたします。

## 令和2年度業績の概況

当金庫は、平成30年4月1日より令和3年3月31日までの3カ年を「くらしん「共創力」発揮」3カ年計画に基づいて諸施策を展開しました。

3カ年計画の基本方針を、地域やお客様の課題解決に向けた価値ある提案による「非価格競争力」の強化や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正なプライシングと役務収益の拡大に努めるとともに共同化等を通じた経営の効率化や業界ネットワークのさらなる活用を進め、収益性の向上などを図りつつ、協同組織金融機関としての持続可能なビジネスモデルを構築することと定めました。計画理念は、倉吉信用金庫の独自性・特性を活かし、お取引先や地域社会の再生・成長・発展に貢献することで当金庫の存在意義をより一層高めて、この地域に絶対必要とされる倉吉信用金庫を目指すことです。倉吉信用金庫のあるべき姿は、第1に、いたずらに規模の拡大を求めず質の向上を目指す。第2に、協同組織金融機関として地域密着を徹底的に追及する。第3に、地域密着の展開は野心的に走らず自らの「分」をわきまえたものとし置かれた状況と体力に応じた「身の丈金融」に徹することです。

3カ年事業計画の骨子は、第1に支援力・営業力の深化×進化、第2に経営力・内部態勢の深化×進化、第3に人材力・組織力の深化×進化、第4に業界総合力の深化×進化の取組みと、法令等遵守、顧客保護等管理、反社会的勢力対応、FATCA対応、内部事務管理を徹底することは不変であり、経営管理態勢の確立と強化に全力で取り組みました。

当金庫の保有する資産の健全性を確保するために自己査定を行い、償却・引当基準を基にリスクの程度に応じた以下の分類により、適正な償却・引当を行うことを第一に取り組みました。

1. 正常先債権、要注意先債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績率に基づき引当をしています。
2. 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能と認められる額を減算し、残額(Ⅲ分類)のうち必要額を個別評価による貸倒引当金として計上しています。
3. 実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類、Ⅳ分類とされた債権額全額を予想損失額として個別評価による貸倒引当金を計上するか、直接償却(部分直接償却含む)しています。

上記の方針により償却・引当をしていますが、更なる経営の健全化を目指して、債権保全強化、不良債権の整理回収を促進すると共に取引先企業の経営改善指導強化による債権の正常化に努めました。

令和2年度の国内経済は、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、感染者数の拡大とともに急速に景況感の悪化が強まりました。国内外で実施された経済活動の厳しい制限や自粛要請により、内外需ともに大幅に悪化し、令和2年4月～6月期の実質GDP成長率は、リーマンショック時の悪化幅を超える現行統計史上最大の減少率を記録しました。その後、Gotoキャンペーンの効果もあり回復基調が強まりましたが、再度の感染拡大を受けて同キャンペーンが一時停止されたことにより、経済活動は停滞し、飲食業、観光業を中心として幅広く景況悪化感が強まりました。

その一方で、株式市場は令和2年11月の米国大統領交代に端を発した米国株の上昇や、IT関連企業の好業績などの影響を受けて国内株も上昇し、令和3年2月には約30年ぶりに日経平均株価も3万円台を回復しましたが、大都市におけるコロナウイルス感染拡大を受けて、一進一退の状況が続いています。

一方、鳥取県中部地区の経済情勢は、大都市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、観光客の激減により、旅館業や飲食業をはじめ、その他多くの業種で売上、受注が急減するなど厳しい状況となりました。政府、県によるGotoキャンペーンをはじめとする経済対策の実施により一時的な回復は見られましたが、都市部で感染者が急増したことによる同キャンペーンの停止や、県内での感染拡大を受けて、再び景況が悪化しました。併せて、地方が持つ構造的な問題である少子高齢化・人口減少もあって、地域経済の縮小が懸念されています。このような背景から実態経済は非常に厳しいものとなっており、当地における大きな課題となっています。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関です。「地元と共に生きる」を経営理念とし、企業の資金繰り支援はもちろんのこと、創業支援、企業再生支援、コンサルティング機能の発揮等に注力し、地域貢献に誠心誠意務めた令和2年度でした。

このような先行き不透明な経営環境の下、地域から選ばれる「くらしん」を目指し、確固たる経営基盤の確立に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

預金積金は、経営基盤である中部地区での重点推進を図り、年間を通して堅調に推移しました。個人預金は、地域の皆様との絆をより一層深めることを基本として、年金、給振、定期預金等の家計メイン化推進への取り組み、法人預金においては決済資金などの取り込みに努めました。これらの取組みに加えて、個人世帯への定額給付金の給付や事業所における新型コロナ対策資金の歩留まりもあって、低コスト資金である流動性預金残高は3,970百万円増加となり、令和2年度期末預金積金残高は前年比4,978百万円(6.27%)増加

の84,347百万円となりました。(期中平残82,784百万円 増加額6,476百万円 8.48%増)

貸出金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、当地区の中小零細企業の経営環境や雇用・所得改善などの家計を取り巻く環境は厳しい状態からのスタートとなりました。そのような中で、法人向け貸出金については企業の資金繰り支援のため、令和2年3月から取扱いが始まった新型コロナウイルス対策資金(鳥取県制度資金)を、個人向け貸出金は家計の支援に繋げるべく個人ローン、カードローンを積極的に推進しました。この結果、令和2年度期末貸出金残高は前年比2,414百万円(5.91%)増加の43,243百万円となりました。(期中平残42,179百万円 増加額3,039百万円 7.76%増)

余資運用は、リスク管理に努め安全性、収益性の確保を基本方針として、預け金においては、系統機関である信金中央金庫預け金のほか日本銀行預け金を中心に運用しました。有価証券は、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等に配慮して堅実な運用を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響による上期中の投資抑制および長期化する日本銀行の金融緩和と政策の影響を受けた形となりました。その結果、預け金の期末残高は、2,615百万円(8.27%)増加の34,218百万円、有価証券の期末残高は、55百万円(0.53%)増加の10,270百万円となりました。

損益収支は、貸出金において、金融緩和と政策の長期化を主な要因として貸出金利回りは0.059ポイント低下しましたが、新型コロナウイルス対策資金(鳥取県制度資金)を積極的に取り組むとともに、事業者向け小口融資、個人ローン、地方公共団体融資に取り組んだ結果、平残で3,039百万円増加したことが影響し、貸出金利息は前年比46百万円増加しました。余資運用については、預け金預入額の増加により預け金利息は前年比1百万円増加となりましたが、新型コロナウイルス感染症の先行き不透明感から上期中の債券投資を見合わせたことにより、有価証券利息配当金は10百万円の減少という結果となりました。これにより経常収益は前年比20百万円(1.72%)増加の1,231百万円となりました。一方で、経常費用は、人件費、物件費の減少や株式等償却ほか臨時費用の減少により、前年比36百万円(3.44%)減少の1,019百万円となりました。その結果、経常利益は前年比57百万円(36.94%)増加の211百万円となり、当期純利益は前年比14百万円(7.89%)増加の193百万円となりました。なお、金融機関の基本的な業務の成果を示す業務純益は前年比39百万円(21.82%)増加の221百万円となっています。

なお、金融再生法における開示債権は前年比457百万円増加し3,828百万円となり、総与信額に占める割合は8.58%と0.64ポイント上昇しました。また、企業体力を示す自己資本比率は、15.94%(前年比1.68ポイント上昇)、期末の会員数は17,779人(前年比235人減)となりました。

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が尾を引き、回復ペースは緩慢なものになることが予想されます。ワクチン接種が進展し、「集団免疫」が形成されるまでには時間が必要で、令和3年度も新型コロナウイルス感染の1般と再拡大が一進一退する可能性もあります。東京オリンピックも開催されることを前提としていますが、その場合でも観客制限など様々な規制下での開催になり、経済的な効果は限定的なものになるものと思われ、経済活動が正常化に向かうのは令和4年度以降になることも想定されます。

この新型コロナウイルス感染拡大の影響は、都市部だけの問題ではなく、鳥取県中部地区にも多大な影響が現れています。まずは、地元企業、地域がこの難局を乗り切るため、金融面の支援はもちろんのこと、あらゆる支援・協力を惜しまず行っていくことが、地元で生きる当金庫の役割だと認識しています。

このような中で、当金庫は令和3年4月から「くらしん」支援力の強化と変革への挑戦」3カ年計画」をスタートさせました。本計画では、取引先の資金繰りを支えて事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努め、地域金融機関として地域から確固たる信頼を得られるよう活動すること、人口減少や超高齢化といった地域全体の社会的課題に対しても、SDGsの観点から継続的な支援に取り組みすることを基本方針として掲げています。また、基本方針に基づく最重要課題として以下の4点を掲げています。

- ①資金繰り支援:企業の急激な業績悪化に伴い、資金繰りも混乱をきたしており、金融機関の使命でもある金融仲介機能の発揮に向け、円滑な資金供給による資金繰り支援に努める。
- ②本業支援・経営改善支援:経営者としてしっかり向き合った伴走型支援により、事業回復のための本業支援、経営改善支援を強化する。
- ③事業承継・再生支援・廃業支援:企業の持続可能性を見極めるべく目利き能力を高めるとともに、事業承継支援から再生支援まで幅広く取り組む。
- ④個人と地域社会の課題解決支援:個別企業の支援に加え、地域全体の社会的な課題解決における面的支援に取り組む。

併せて、法令等遵守、顧客保護、内部事務厳正化に引き続き注力する一方で、本業である貸出推進により安定的に収益を確保することでビジネスモデルの持続可能性を高め、鳥取県中部地区内経済の中心となって地域社会をけん引していく役割を果たしてまいります。

## 直近5年間の主要な経営指標の推移

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
経常収益	1,361,853	千円	1,292,240	1,252,292	1,210,341	1,231,177
経常利益 (又は経常損失(△))	171,641	千円	208,712	243,304	154,693	211,850
当期純利益 (又は当期損失(△))	165,313	千円	224,918	230,012	178,975	193,097
出資総額	657	百万円	657	661	667	667
出資総口数	13,142	千口	13,152	13,238	13,343	13,353
純資産額	3,836	百万円	4,014	4,220	4,284	4,520
総資産額	81,047	百万円	82,135	84,781	86,104	91,030
預金積金残高	74,900	百万円	75,785	77,907	79,368	84,347
貸出金残高	40,325	百万円	40,267	40,562	40,829	43,243
有価証券残高	10,203	百万円	9,940	10,356	10,215	10,270
単体自己資本比率	13.65	%	13.84	14.14	14.26	15.94
出資に対する配当金 (出資1口当り)	2.00	円	2.00	2.00	2.00	2.00
役員数	11	人	13	12	12	13
うち常勤役員数	5	人	6	6	5	6
職員数	71	人	70	61	63	64
会員数	18,245	人	18,069	18,198	18,014	17,779

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準ずる銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1)報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

## (2)令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	56 百万円

(注)1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の支払総額は、「基本報酬」47百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

## (3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

リスク管理債権の状況

▶▶ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)
一般貸倒引当金	219	277
個別貸倒引当金	666	663
合計	886	941

▶▶ 貸出金償却額

(単位：千円)

区分	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)
貸出金償却額	2,601	4,196

※この償却額は直接償却した金額です。

▶▶ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)
破綻先債権 (A)	90	136
延滞債権 (B)	3,136	3,289
3ヵ月以上延滞債権 (H)	—	—
貸出条件緩和債権 (I)	141	388
合計	3,368	3,813

▶▶ 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当状況

(単位：百万円)

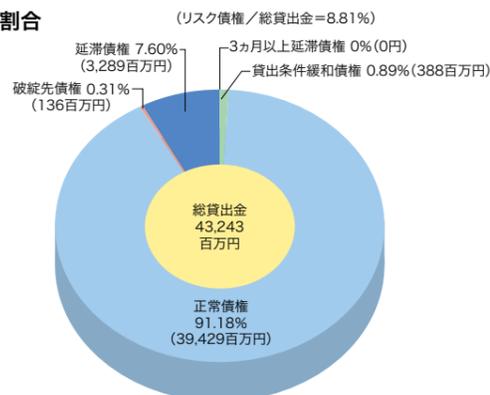
区分	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)
破綻先債権額 (A)	90	136
延滞債権額 (B)	3,136	3,289
合計(A) + (B) (C)	3,227	3,425
担保・保証額 (D)	2,380	2,555
回収に懸念がある債権額 (C) - (D) (E)	846	870
個別貸倒引当金 (F)	666	663
同引当率(F) / (E) x 100 (G)	78.70%	76.23%

▶▶ 3ヵ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区分	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和3年3月)
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	141	388
合計(H) + (I) (J)	141	388
担保・保証額 (K)	13	60
回収に懸念がある債権額 (J) - (K) (L)	127	327
貸倒引当金 (M)	109	163
同引当率(M) / (L) x 100 (N)	85.93%	42.22%

■ 総貸出金に占める割合



▶▶ リスク管理債権について

(注)

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
    - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
    - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
    - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
    - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
    - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
  - 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
    - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
    - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
  - 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
  - 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
  - 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計です。
  - 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権

▶▶ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,065	977
危険債権	2,164	2,462
要管理債権	141	388
正常債権	39,096	40,764
合計	42,468	44,593

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

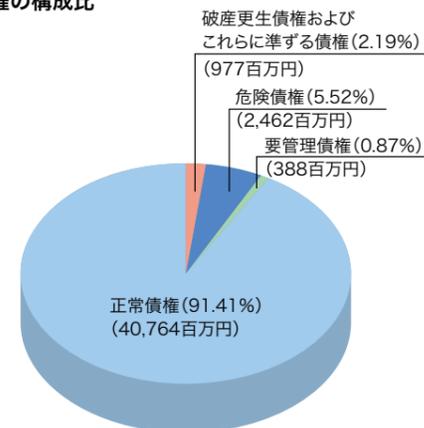
▶▶ 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権 (A)	3,371	3,828
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,065	977
危険債権	2,164	2,462
要管理債権	141	388
保全額 (B)	3,173	3,455
担保・保証等 (C)	2,397	2,628
貸倒引当金 (D)	775	827
保全率 (B) / (A) x 100 (%)	94.12%	90.26%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (C)) (%)	79.65%	68.95%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

■ 開示債権の構成比



## 預金業務

種類	内容・特色	預入期間	預入金額	
当座預金	手形や小切手をご利用になれる預金です。会社・商店のお取引に便利です。	出し入れ自由	1円以上	
決済用預金 (無利息型普通預金)	利息は付きませんが預金保険制度により、大切な預金が全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与・年金等のお受取りや、公共料金等の自動支払が可能で、キャッシュカードをセットするとさらに便利です。お財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金と定期預金を一冊の通帳にセット。「貯める、使う、借りる、支払う」が一冊の通帳でできます。(個人の方に限定)	出し入れ自由	1円以上	
後見支援預金	後見制度をご利用の後見人の方が、家庭裁判所の「指示書」に基づき、被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる普通預金です。	定めはありません	1円以上 ※家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱い	
貯蓄預金	出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息に税金はかかりません。	引き出しは納税時のみ	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期間運用に適しています。	7日以上	5,000円以上	
定期預金	スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。個人向けの期間3年以上は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	預入日から6ヵ月ごとにその時点の金利情勢で金利が変動する定期預金です。個人向けの期間3年は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1年、2年、 3年	1,000円以上
	期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過すれば満期日を指定でき、一部引き出しも可能です。	最長3年	1,000円以上 300万円未満
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
財形貯蓄	一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金です。お利息は課税扱いですが、使いみちは自由で、いつでもお引き出しが出来ます。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯蓄	勤労者が老後の資産形成のために積み立てていただく預金で、財形住宅貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のために積み立てていただく預金で、財形年金貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
定期積金	将来の目的に合わせて、期間や金額を定めて原則毎月計画的に積み立てていく預金です。	6ヵ月、1年、 2年、3年、4年、5年	100円以上	

### 金融商品に係る勧誘方針

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 融資業務

種類	内容・特色	融資金額	返済期間	
自動車関連	マイカーローン	新車・中古車の購入資金をはじめ、自動車免許取得費用や車検費用にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
	教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金のほか、受験費用、受験旅費、教科書代、下宿代等の費用等にもご利用いただけます。 ※学資応援団およびエールは、当座貸越型の教育ローンです。	1,000万円以内	16年以内 (据置期間 卒業予定月まで)
	学資応援団		当貸 100～500万円	8年4ヵ月以内 (当貸最長 4年6ヵ月)
エール	当貸(カード型) 50～500万円		15年以内 (当貸最長5年以内)	
住宅関連	住宅ローン	住宅の新築・購入、住宅用土地購入、住宅のリフォーム、マンションの購入資金等にご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
	新型住宅ローン	※利率変動周期は3年型、5年型、10年型のうちから選択いただけます。(一部商品は選択いただけません)	10,000万円以内	35年以内
	リフォームローン	エコ関連設備も対象となります。	1,000万円以内	15年以内
	無担保借換専用住宅ローン	住宅ローンの借換えのための資金を無担保でご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内 (残存期間内)
	コンパクトリフォーム・プラン	お住まいのリフォームにご利用いただけます。保証料不要、担保不要、家族保証で最高500万円、ご返済期間は最長10年です。	500万円以内	10年以内
個人向けローン	個人ローン	旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。	500万円以内	10年以内
	多目的ローン		300万円以内	5年以内
	フリーローンモア	お使いみちは自由です。借換資金としてもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	フリーローンリリーフ		200万円以内	100万円以下 7年 200万円以下 10年
	多目的ローン・プラス		1,000万円以内	15年以内
	アシスト	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	楽々サポートローン		500万円以内	15年以内
	シニアライフローン	お使いみちは自由です。充実したシニアライフにお役立てください。	100万円以内	10年以内
	職域サポートローン	契約事業所の従業員の方に限定し金利等での優遇対応をした商品です。	500万円以内	10年以内
	カードローン	きゃっする500	健康で文化的な生活を営むための資金をカード1枚でいつでもご利用いただけます。	10～500万円
願助くん		10～300万円		

融資業務

種類		内容・特色	融資金額	返済期間
個人向け	楽々まるくん	普通預金口座へ貸越極度枠をセットし反復利用できる商品です。キャッシュカードによりATMからの借入が可能で、また公共料金の口座振替等に普通預金が残高不足の場合にも自動的に極度額まで貸越することができます。生活資金決済用に大変便利です。	100万円まで	3年更新
	家計まるくん		20万円・50万円 契約1年後に50万円への申込可。	2年更新
事業者向け	経営まるくん	普通預金セット型の当座貸越(プラス残の時は普通預金口座、マイナス残の時は当座貸越口座)です。既存の普通預金口座に当座貸越機能をセットし、払戻請求書による極度内の貸越を可能にする他、口座振替時に残高が不足する場合にも自動的に貸越となります。法人または個人事業主(農業経営者を含む)の方が対象です。	1,000万円	1年更新
	営農支援ドラフト 豊作	農業経営者(兼業農家含む)専用の当座貸越口座。普通預金に当座貸越がセットされており、利用極度の範囲内で融資が受けられます。営農に必要な運転資金および農業用機械、車輛等の設備資金としてご利用になれます。	500万円	1年更新
	農業支援資金 営農まるくん	普通預金セット型の当座貸越形式の農業支援資金でATMでの利用も可能です。既存の普通預金口座にセットし、飼料、材料代、機械設備等農業を営むための資金として利用できます。また、兼業農家の方でも、現在お取引の無い方でも申込みいただけます。	100万円以内	5年更新

種類		内容・特色
事業用資金	割引手形	商業手形・電子記録債権を割引いたします。
	手形貸付	仕入資金・買掛金支払資金など、短期の資金需要にお応えいたします。
	証書貸付	長期運転資金・設備投資など、長期の資金需要にお応えいたします。
	当座貸越	貸越極度額まで、短期・長期の資金需要にお応えいたします。
	制度資金 (県・市町村)	創業支援資金・企業自立化支援資金・中小企業小口融資・企業立地促進資金・新規参入資金・地域経済変動対策資金・事業承継支援資金・小規模事業者融資等の各種制度融資を取り扱っております。
	代理貸付	信金中央金庫・株日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・中小企業基盤整備機構・福祉医療機構・株商工組合中央金庫などの各代理業務を取り扱っております。

相談業務

▶▶ 相談業務

毎月1回、各分野における当金庫顧問の先生にお客様が直接ご相談いただくことができます。相談料は無料となっておりますので、お取引の営業店を通じてお気軽にご利用下さい。

法律相談	複雑化する社会にあって法律上の困り事相談を承ります。
税務相談	贈与、相続、譲渡など税金について何でもご相談下さい。
年金相談	新しく年金を受け取る方は手続きをどうしたらよいかお悩みではありませんか？また年金のもらい忘れをしている場合もあります。年金について何でもご相談下さい。

商品利用にあたっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものがございますので、ご利用されるに当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を職員にお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用をお願いします。
2. ローンのお申し込みについては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご期待にそえない場合がございます。
3. ローン等につきましては、ご本人の収入等から無理なく返済ができるよう計画的なご利用をお勧めいたします。

その他の業務

▶▶ 国内為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

▶▶ 機能サービス

キャッシュカードサービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のほか提携している金融機関のATMや、コンビニエンスストアのATM(「セブン銀行」など)、郵便局のATMをご利用いただけます。	
しんきんゼロネットサービス	全国の信用金庫のATMを無料でご利用いただけるサービスです。(本サービスをご利用いただけない信用金庫のATMが一部ございます。)	
さんいんネットサービス	鳥取・島根両県下の信用金庫および山陰合同銀行のATMが無料でご利用いただけるサービスです。(曜日、時間帯により手数料がかかる場合があります。)	
ICキャッシュカードサービス	より安心してご利用いただくために、偽造防止などに効果のあるICキャッシュカードがご利用いただけます。	
通帳レス口座	キャッシュカード発行済みの普通預金をお持ちの個人のお客様が無料でご利用いただけます。いつでもどこでも、入出金明細や残高を、スマートフォンで確認できる便利なサービスです。	
給与・年金自動受取	一度の手続きで毎月の給与や賞与、厚生年金、国民年金などが指定の預金口座に自動的に振り込まれます。	
口座振替	電気、電話などの公共料金から税金、各種学校の授業料などをご指定口座から自動的にお支払いいたします。また、QRコード決済ご利用時に、決済資金を即座に口座から引き落とす「即時口座振替サービス」も取扱っております。	
公金の収納取扱	日本銀行蔵入代理店をはじめ地方公共団体の公金取扱業務などを行っており、所得税、法人税、住民税、社会保険料、交通反則金、その他の公金が窓口で払い込みできます。	
ATMによる振込	ATM(自動機)で全国の金融機関へお振り込みができます。ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。	
デビットカードサービス	全国のデビットカード取扱加盟店で商品等を購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことで、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。	
インターネットバンキングサービス(個人・法人)	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話を使って預金の振替、振込、残高照会、取引明細照会サービスなどがご利用できます。法人インターネットバンキングでは、総合振込、給与振込、口座振替等の大量データを一括送信するデータ伝送サービスもご利用いただけます。	
しんきん電子記録債権サービス	インターネット(PC)を利用した決済サービスである電子記録債権をご利用いただけます。	
テレホンバンキングサービス	ご家庭や外出先で、プッシュ機能付き一般電話、公衆電話からフリーダイヤルで「しんきん共同コールセンター」にお電話いただければ、自動音声ガイドでお取引口座の「残高照会、入出金明細照会」や「振込、振替」ができるサービスです。(振込、振替は申込が必要です。)	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	携帯電話からの操作で、キャッシュカード発行済みの当金庫普通預金(総合口座・無利息型を含む)から出金し、プリペイド型電子マネー「E d y (エディ)」を携帯電話へチャージ(入金)するサービスです。チャージした「E d y」は全国のE d y加盟店でご利用いただけます。	
クレジットカード	しんきんVISA、しんきんJCBなどのクレジットカードのお取り扱いを行っています。	
スポーツ振興くじの払戻業務	スポーツ振興くじ(toto)の当せん金を本店営業部の窓口でお受け取りになれます。	
夜間金庫	営業時間を過ぎても毎日の売上金をその日のうちにお預かり致します。	
外国通貨両替	米ドルの両替を取り扱っております。外国旅行、貿易などにご利用下さい。	
鳥取県収入証紙取扱	鳥取県の収入証紙が当金庫の窓口でお求めになれます。	
クレジットカードキャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。	

▶▶ 保険窓販業務

生命保険窓口販売	しんきんらいふ年金FS(積立型) 災害死亡給付金付個人年金保険	円建て定額の個人年金保険で、月10,000円からご加入でき、一定の条件を満たす事で個人年金保険料控除の対象となります。
	生きるためのがん保険Days1	診断時の一時金に加え、入院・通院・手術・放射線などの治療に則した補償を備えたがん保険です。
	&L I F E 新医療保険Aプレミア 医療保険 EVER Prime	病気やケガをされた場合の充実した補償がついた医療保険です。
事業性保険	&L I F E 積立利率変動型終身保険	将来万が一のための死亡保障や老後の生活資金、介護費用等に備える保険です。
	ビジネスプロテクター 企業総合賠償責任保険 建設業総合賠償責任保険	事業先のさまざまな賠償リスクを一つの保険契約でしっかり補償できます。
	ハイパー任意労災 業務災害総合保険	労災の上乗せ補償で、役員・従業員の業務中のケガの保証と労災事故発生時の企業の賠償責任を補償する保険です。
損害保険窓口販売	火災保険・債務返済支援保険・傷害保険の取り扱いを行っています。	

各種手数料

為替手数料

(令和3年6月30日現在)

代金取立	同一手形交換地域	小切手	本支店	無料	
			他行庫	220円	
		手形	本支店	220円	
			他行庫	220円	
当金庫本支店			440円		
他行庫宛	集手扱(普通扱)		660円		
	個別扱(至急扱)		880円		
窓口振込手数料	当金庫同一店内	会員	現金	660円	
			振替	3万円以上 440円 3万円未満 220円	
			非会員	現金 660円 振替 3万円以上 550円 3万円未満 330円	
		当金庫本支店	会員	現金	660円
				振替	3万円以上 440円 3万円未満 220円
				非会員	現金 660円 振替 3万円以上 550円 3万円未満 330円
	他行庫宛	会員	現金	1,100円	
			振替	3万円以上 770円 3万円未満 550円	
			非会員	現金 1,100円 振替 3万円以上 880円 3万円未満 660円	
		ATM振込手数料	当金庫同一店内	現金	3万円以上 440円 3万円未満 220円
					振替
			当金庫本支店	現金	3万円以上 440円 3万円未満 220円
振替	無料				
他行庫宛	会員		現金	3万円以上 770円 3万円未満 550円	
			振替	3万円以上 550円 3万円未満 330円	
		非会員	現金 3万円以上 770円 3万円未満 550円 振替 3万円以上 660円 3万円未満 440円		
	為替自動振込	当金庫同一店内	55円		
		当金庫本支店宛	110円		
		他行庫宛	440円		
個人インターネットバンキング	当金庫同一店内	無料			
	当金庫本支店宛	無料			
	他行庫宛	220円			
法人IBFB・HB	当金庫同一店内	無料			
	当金庫本支店	3万円以上 110円 3万円未満 55円			
		他行庫宛	3万円以上 660円 3万円未満 440円		
FD・MT持込処理手数料	媒体持込手数料(紙・磁気媒体等)	660円			

●上記手数料には消費税を含んでいます

両替手数料、金種指定支払手数料および大量硬貨入金手数料

お取扱い枚数	1～50枚	無料
	51～100枚	330円
	101～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001～1,500枚	1,650円
	1,501～500枚毎に	550円加算

●上記手数料には消費税を含んでいます

住宅ローン取扱手数料

融資事務手数料	33,000円
任意繰上完済手数料	3年以内 11,000円 3年超 33,000円
条件変更手数料	5,500円

●上記手数料には消費税を含んでいます

個人情報開示手数料

「個人情報開示依頼書」による法律に基づく情報開示	1請求につき	1,100円
--------------------------	--------	--------

●上記手数料には消費税を含んでいます

取引履歴照会手数料

「取引履歴照会依頼書」によるご本人さまの過去10年間までのお取引内容の開示	出力帳票1枚につき	55円
---------------------------------------	-----------	-----

●上記手数料には消費税を含んでいます

電子記録債権サービス手数料

基本料(月)	債務者利用(※注)	1,100円
	受取・譲渡のみ利用	無料
発生記録(債務者請求方式)	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
発生記録(債権者請求方式)	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
譲渡記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
分割記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
保証記録		220円
変更記録	オンライン	220円
	書面	2,200円
支払等記録	口座間送金決済以外	220円
割引実行		550円
口座間送金決済		無料
入金	でんさい受取	無料
窓口事務代行		1,100円
開示請求		3,300円
支払不能情報照会		3,300円
残高証明書発行	都度発行方式	4,400円

※注：法人IBフルサービス利用者は無料です

●上記手数料には消費税を含んでいます

貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
現金	1,344	1,468
預け金	31,602	34,218
買入金銭債権	127	102
有価証券	10,215	10,270
国債	822	815
地方債	2,324	2,468
社債	5,767	5,343
株式	290	353
その他の証券	1,010	1,289
貸出金	40,829	43,243
割引手形	183	100
手形貸付	1,553	886
証書貸付	34,099	38,543
当座貸越	4,992	3,712
その他資産	453	511
未決済為替貸	12	25
信金中金出資金	360	360
前払費用	2	2
未収収益	73	118
その他の資産	4	4
有形固定資産	753	780
建物	142	133
土地	507	507
リース資産	-	20
その他の有形固定資産	103	118
無形固定資産	21	14
ソフトウェア	19	12
その他の無形固定資産	1	1
前払年金費用	29	71
繰延税金資産	141	102
債務保証見返	1,472	1,188
貸倒引当金	△886	△941
(うち個別貸倒引当金)	(△666)	(△663)
資産の部合計	86,104	91,030

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
預金積金	79,368	84,347
当座預金	2,310	2,061
普通預金	27,286	31,640
貯蓄預金	86	82
通知預金	185	85
定期預金	45,771	46,851
定期積金	3,198	3,127
その他の預金	530	499
借入金	607	595
借入金	607	595
その他負債	161	184
未決済為替借	15	17
未払費用	66	71
給付補填備金	2	1
未払法人税等	3	1
前受収益	10	6
職員預り金	37	41
リース債務	-	20
その他の負債	25	24
賞与引当金	27	27
役員退職慰労引当金	59	68
偶発損失引当金	45	21
睡眠預金払戻損失引当金	5	3
再評価に係る繰延税金負債	71	71
債務保証	1,472	1,188
負債の部合計	81,819	86,509
出資金	667	667
普通出資金	667	667
利益剰余金	3,393	3,560
利益準備金	661	667
その他利益剰余金	2,731	2,892
特別積立金	2,512	2,652
当期末処分剰余金	219	240
会員勘定合計	4,060	4,227
その他有価証券評価差額金	43	112
土地再評価差額金	180	180
評価・換算差額等合計	224	293
純資産の部合計	4,284	4,520
負債及び純資産の部合計	86,104	91,030

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
<b>経常収益</b>	<b>1,210,341</b>	<b>1,231,177</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>1,082,870</b>	<b>1,084,489</b>
貸出金利息	920,459	966,936
預け金利息	33,937	35,896
有価証券利息配当金	81,990	71,914
その他の受入利息	46,482	9,741
<b>役務取引等収益</b>	<b>96,097</b>	<b>92,616</b>
受入為替手数料	46,077	43,867
その他の役務収益	50,020	48,749
<b>その他業務収益</b>	<b>3,143</b>	<b>9,519</b>
外国為替売買益	-	12
その他の業務収益	3,143	9,506
<b>その他経常収益</b>	<b>28,229</b>	<b>44,552</b>
貸倒引当金戻入益	12,701	-
償却債権取立益	5,981	9,644
株式等売却益	4,649	9,873
その他の経常収益	4,897	25,034
<b>経常費用</b>	<b>1,055,648</b>	<b>1,019,327</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>21,275</b>	<b>20,234</b>
預金利息	18,140	17,333
給付補填備金繰入額	338	302
借入金利息	2,612	2,389
その他の支払利息	184	209
<b>役務取引等費用</b>	<b>139,334</b>	<b>132,519</b>
支払為替手数料	14,256	13,582
その他の役務費用	125,078	118,936
<b>その他業務費用</b>	<b>28</b>	<b>31</b>
外国為替売買損	10	-
その他の業務費用	17	31
<b>経費</b>	<b>849,902</b>	<b>763,915</b>
人件費	491,358	408,613
物件費	345,070	340,822
税金	13,473	14,479
<b>その他経常費用</b>	<b>45,106</b>	<b>102,626</b>
貸倒引当金繰入額	-	67,561
貸出金償却	2,601	4,196
株式等売却損	809	2,814
株式等償却	12,000	3,631
その他の経常費用	29,695	24,423
<b>経常利益</b>	<b>154,693</b>	<b>211,850</b>

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
<b>特別利益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>特別損失</b>	<b>0</b>	<b>118</b>
固定資産処分損	0	118
<b>税引前当期純利益</b>	<b>243,304</b>	<b>211,732</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>42,514</b>	<b>2,484</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 29,222</b>	<b>16,150</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>13,292</b>	<b>18,634</b>
<b>当期純利益</b>	<b>230,012</b>	<b>193,097</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>41,192</b>	<b>47,712</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>271,204</b>	<b>240,810</b>

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たりの当期純利益は、14円46銭であります。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>219,519</b>	<b>240,810</b>
<b>剰余金処分額</b>	<b>171,807</b>	<b>197,155</b>
利益準備金	5,254	459
普通出資に対する配当金 (配当率)	26,553 (年4%)	26,696 (年4%)
特別積立金	140,000	170,000
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>47,712</b>	<b>43,654</b>

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

外部監査制度

令和3年6月28日開催の第77期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月29日  
倉吉信用金庫  
理事長 **笠見和則** ㊞

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 耐用年数 3年～39年  
その他 耐用年数 3年～45年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(2年～5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を貸しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,016百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。  
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)  
年金資産の額 1,575,980百万円  
年金財政計算上の数理債務の額  
と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円  
差引額 △142,668百万円  
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
(自令和2年3月1日至令和2年3月31日)  
0.0601%  
③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方法を採用しています。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 941百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響」は、収束の見通しや影響が及ぶ期間について仮定や前提を置くことは困難であるものの、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、多額の与信関係費用が発生する事態には至らないと仮定し、入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。なお、個別貸出先の業績変化及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額232百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額1,388百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は136百万円、延滞債権額は3,289百万円であり、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ございません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は388百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,813百万円であり、なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は100百万円であり、担保に供している資産は次のとおりであります。  
定期預け金 700百万円  
担保資産に対応する債務  
借入金 592百万円  
上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券100百万円及び定期預け金3,006百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価)に基づいて、算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の

- 合計額との差額 314百万円  
 24. 出資1口当たりの純資産額338円56銭  
 25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署(審査管理部)により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。  
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。  
 A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。  
 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。  
 このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしています。  
 これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVa Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
 当金庫のVa Rは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で175百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日Va Rと実際の評価損益の変化額を比較するバックテスティングを実施し、Va Rの計測手法の有効性を確認しております。ただし、Va Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)におい

て通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつた定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、1,397百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。  
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	34,218	34,310	91
(2) 有価証券	10,222	10,220	△1
満期保有目的の債券	436	434	△1
その他の有価証券	9,785	9,785	-
(3) 貸出金(*1)	43,243		
貸倒引当金(*2)	△940		
	42,303	43,045	742
金融資産計	86,743	87,576	832
(1) 預金積金(*1)	84,347	84,428	81
(2) 借入金(*1)	595	603	8
金融負債計	84,942	85,032	90

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
 (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。  
 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一

定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(スワップ金利)を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非市場株式(*1)	25
組合出資金(*2)	22
合 計	48

(\*1) 非市場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。  
 (\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非市場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	10,896	16,000	-	300
有価証券	593	3,603	3,645	1,236
満期保有目的の債券	5	20	210	200
その他の有価証券のうち満期があるもの	588	3,583	3,435	1,036
貸出金(*1)	5,135	14,182	12,180	7,377
合 計	16,624	33,785	15,825	8,913

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	32,002	16,796	-	282
借入金	12	550	32	-
合 計	32,014	17,346	32	282

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。  
 以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	国債	-	-	-
地方債	35	36	1	
短期社債	-	-	-	
社債	-	-	-	
その他	100	100	0	
小 計	135	136	1	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	101	101	△0
	その他	200	197	△2
小 計	301	298	△3	
合 計	436	434	△1	

その他の有価証券 (単位:百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株式	243	172	71
債券	6,300	6,230	69	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	815	800	15
	地方債	1,936	1,910	26
	短期社債	-	-	-
	社債	3,547	3,520	27
	その他	879	835	43
小 計	7,423	7,239	184	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	84	99	△15
	債券	2,190	2,205	△14
	国債	-	-	-
	地方債	497	500	△2
	短期社債	-	-	-
社債	1,693	1,705	△11	
その他	86	88	△1	
小 計	2,361	2,392	△30	
合 計	9,785	9,631	153	

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	18	9	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	18	9	-

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、3百万円(うち、株式3百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向及び発行会社の業績財務状況の推移等を検討し回復の見込みが認められないと判断した場合であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は20,047百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,170百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。  
 これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	44百万円
一般貸倒引当金	38
個別貸倒引当金、貸出金償却	665
賞与引当金	7
役員退職慰労引当金	19
その他	72
繰延税金資産小計	847
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△685
評価性引当額小計	△685
繰延税金資産合計	162
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40
前払年金費用	19
繰延税金負債合計	60
繰延税金資産の純額	102百万円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
 当事業年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	44	44
評価性引当金	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	44	(*2)44

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。  
 (\*2) 税務上の繰越欠損金44百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産44百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

32. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更  
 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(重要な会計上の見積り)を記載しております。

預金に関する指標

▶▶ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	26,765	35.7%	27,561	36.1%	33,154	40.0%
うち有利息預金	24,172	32.2%	24,886	32.6%	28,873	34.8%
定期性預金	47,936	64.0%	48,549	63.6%	49,429	59.7%
うち固定金利定期預金	44,728	59.7%	45,414	59.5%	46,318	55.9%
うち変動金利定期預金	22	0.0%	19	0.0%	16	0.0%
その他	199	0.2%	198	0.2%	201	0.2%
計	74,900	100.0%	76,308	100%	82,784	100.0%
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
合計	74,900	100.0%	76,308	100.0%	82,784	100.0%

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

▶▶ 定期預金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
定期預金	45,942	100.0%	45,771	100.0%	46,851	100.0%
固定金利定期預金	45,913	99.9%	45,748	99.9%	46,828	99.9%
変動金利定期預金	22	0.0%	17	0.0%	15	0.0%
その他	7	0.0%	6	0.0%	6	0.0%

▶▶ 職員一人当たり及び一店舗当り預金残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員一人当り預金残高	1,277	1,259	1,317
一店舗当り預金残高	7,082	7,215	7,667

▶▶ 預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	57,348	57,741	60,483
法人	16,239	16,374	18,447
金融機関	383	172	75
公金	3,935	5,081	5,342
合計	77,907	79,368	84,347

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別の平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	206	0.5%	176	0.4%	118	0.2%
手形貸付	1,388	3.5%	1,292	3.3%	985	2.3%
証書貸付	33,855	86.1%	33,782	86.3%	37,857	89.7%
当座貸越	3,842	9.7%	3,889	9.9%	3,218	7.6%
合計	39,293	100.0%	39,140	100.0%	42,179	100.0%

国内業務部門 国際業務部門はありません。

▶▶ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸出金	40,562	40,829	43,243
うち変動金利	25,517	25,220	22,704
うち固定金利	15,045	15,608	20,539

▶▶ 担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	1,034	2.5%	951	2.3%	868	2.0%
有価証券	50	0.1%	50	0.1%	50	0.1%
動産	388	0.9%	534	1.3%	554	1.2%
不動産	8,135	20.0%	7,557	18.5%	6,838	15.8%
その他	-	-	-	-	0	0.0%
計	9,608	23.6%	9,094	22.2%	8,312	19.2%
信用保証協会・信用保険	11,015	27.1%	11,251	27.5%	16,429	37.9%
保証	4,094	10.0%	3,866	9.4%	3,277	7.5%
信用	15,843	39.0%	16,617	40.6%	15,223	35.2%
合計	40,562	100.0%	40,829	100.0%	43,243	100.0%

▶▶ 担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	921	65.4%	1,049	71.3%	835	70.2%
その他	-	-	-	-	-	-
計	921	65.4%	1,049	71.3%	835	70.2%
信用保証協会・信用保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保証	-	-	-	-	-	-
信用	485	34.5%	422	28.6%	352	29.7%
合計	1,407	100.0%	1,472	100.0%	1,188	100.0%

▶▶ 用途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	12,869	31.7%	12,682	31.0%	11,741	27.1%
運転資金	27,693	68.2%	28,146	68.9%	31,501	72.8%
合計	40,562	100.0%	40,829	100.0%	43,243	100.0%

▶▶ 個人貸出金残高の内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅ローン	5,112	4,812	4,560
消費者ローン	2,558	2,444	2,459

▶▶ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

業種区分	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	68	1,683	4.1%	73	2,206	5.1%
農業・林業	237	402	0.9%	201	336	0.7%
漁業	1	48	0.1%	1	48	0.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	37	0.0%	1	71	0.1%
建設業	203	4,439	10.8%	224	5,555	12.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	340	0.8%	14	446	1.0%
情報通信業				3	43	0.0%
運輸業・郵便業	25	893	2.1%	26	1,028	2.3%
卸売業・小売業	196	3,944	9.6%	206	4,552	10.5%
金融業・保険業	12	2,631	6.4%	14	2,656	6.1%
不動産業	47	2,287	5.6%	56	2,500	5.7%
物品賃貸業	10	293	0.7%	11	310	0.7%
学術研究・専門・技術サービス業	12	145	0.3%	17	663	1.5%
宿泊業	21	529	1.2%	24	497	1.1%
飲食業	85	457	1.1%	89	619	1.4%
生活関連サービス業・娯楽業	43	353	0.8%	44	411	0.9%
教育・学習支援業	10	372	0.9%	10	449	1.0%
医療・福祉	24	1,153	2.8%	27	1,307	3.0%
その他サービス	122	2,757	6.7%	119	2,464	5.6%
小計	1,128	22,770	55.7%	1,160	26,170	60.5%
地方公共団体	7	8,180	20.0%	7	8,000	18.5%
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,482	9,877	24.1%	4,068	9,073	20.9%
合計	5,617	40,829	100.0%	5,235	43,243	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ▶▶ 職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員一人当たり貸出金残高	664	648	675
一店舗当たり貸出金残高	3,687	3,711	3,931

## ▶▶ 預貸率

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
貸出金(期末残高)(A)	40,562	40,829	43,243	
預金(期末残高)(B)	77,907	79,368	84,347	
預貸率	(A/B)	52.06%	51.44%	51.26%
	期中平均	52.46%	51.29%	50.95%

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## 有価証券に関する指標

### ▶▶ 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

### ▶▶ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和元年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	204	618	-	-	-	-	822
地方債	401	101	552	-	757	510	-	2,324
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	924	886	797	1,428	1,530	200	-	5,767
株式	-	-	-	-	-	-	290	290
外国証券	-	-	-	-	100	200	185	485
その他の証券	-	93	-	-	102	-	328	524
	令和2年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	713	102	-	-	-	-	815
地方債	-	508	136	-	1,317	505	-	2,468
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	532	804	1,062	1,233	1,508	201	-	5,343
株式	-	-	-	-	-	-	353	353
外国証券	-	-	-	-	100	200	441	741
その他の証券	-	103	-	103	-	-	340	547

### ▶▶ 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
国債	1,067	800
地方債	2,722	2,206
短期社債	-	-
社債	5,478	5,574
株式	311	305
外国証券	380	494
その他の証券	477	638
合計	10,437	10,020

### ▶▶ 預証率の期末値及び期中平均値

	令和元年度	令和2年度
期末預証率	12.87%	12.17%
期中平均預証率	13.67%	12.10%

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## ▶▶ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### 1. 有価証券

- 売買目的有価証券 …… 該当ありません。
- 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	35	36	1
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	100	100	0
	小計	-	-	-	135	136	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	40	39	0	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	101	101	0	101	101	△0
	その他	300	282	△17	200	197	△2
	小計	441	423	△18	301	298	△3
合計	441	423	△18	436	434	△1	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 該当ありません。
- その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	100	76	23	243	172	71
	債券	6,585	6,485	99	6,300	6,230	69
	国債	822	800	22	815	800	15
	地方債	2,284	2,245	39	1,936	1,910	26
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,478	3,440	37	3,547	3,520	27
その他	329	305	23	879	835	43	
小計	7,015	6,868	147	7,423	7,239	184	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	164	207	△43	84	99	△15
	債券	2,187	2,204	△16	2,190	2,205	△14
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	497	500	△2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,187	2,204	△16	1,693	1,705	△11
その他	352	378	△26	86	88	△1	
小計	2,704	2,790	△86	2,361	2,392	△30	
合計	9,720	9,658	61	9,785	9,631	153	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### ● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
非上場株式	25	25
組合出資金	28	22

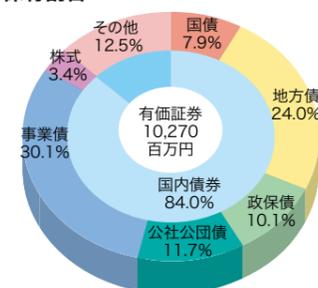
### 2. 金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- その他の金銭の信託 …… 該当ありません。

### 3. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- 金利関連取引 …… 該当ありません。
- 通貨関連取引 …… 該当ありません。
- 株式関連取引 …… 該当ありません。
- 債券関連取引 …… 該当ありません。
- 商品関連取引 …… 該当ありません。
- クレジットデリバティブ取引 …… 該当ありません。

### ■ 有価証券の保有割合



主要な業務の状況を示す指標

▶▶ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
業務運用収支	1,061,594	1,064,254
資金運用収益	1,082,870	1,084,489
資金調達費用	21,275	20,234
役務取引等収支	△ 43,236	△ 39,902
役務取引等収益	96,097	92,616
役務取引等費用	139,334	132,519
その他の業務収支	3,114	9,487
その他業務収益	3,143	9,519
その他業務費用	28	31
業務粗利益	1,021,472	1,033,840
業務粗利益率	1.28%	1.19%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度0千円、令和2年度0千円)を控除して表示しております。  
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶▶ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高・百万円 利息・百万円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	平均残高	78,188	79,600	86,121
	利息	1,127	1,082	1,084
	利回り	1.44%	1.35%	1.25%
貸出金	平均残高	39,293	39,140	42,179
	利息	959	920	966
	利回り	2.44%	2.35%	2.29%
預け金	平均残高	28,451	29,662	33,560
	利息	36	33	35
	利回り	0.12%	0.11%	0.10%
金融機関貸付等	平均残高	-	-	-
	利息	-	-	-
	利回り	-	-	-
有価証券	平均残高	10,083	10,437	10,020
	利息	81	81	71
	利回り	0.80%	0.78%	0.71%
その他	平均残高	360	360	360
	利息	50	46	9
	利回り	14.00%	12.88%	2.70%
資金調達勘定	平均残高	75,549	76,960	83,428
	利息	30	21	20
	利回り	0.04%	0.02%	0.02%
預金積金	平均残高	74,900	76,308	82,784
	利息	21	18	17
	利回り	0.02%	0.02%	0.02%
譲渡性預金	平均残高	-	-	-
	利息	-	-	-
	利回り	-	-	-
借入金	平均残高	610	613	601
	利息	8	2	2
	利回り	1.42%	0.42%	0.39%
その他	平均残高	38	38	43
	利息	0	0	0
	利回り	0.48%	0.48%	0.48%

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成30年度該当無し、令和元年度該当無し、令和2年度該当無し)を控除して表示しております。

▶▶ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	658	△ 40,876	△ 40,218	72,655	△ 36,104	36,551
うち貸出金	△ 3,725	△ 34,945	△ 38,670	71,473	△ 26,797	44,676
うち預け金	1,534	△ 3,816	△ 2,282	4,460	△ 2,792	1,668
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	2,849	△ 2,115	734	△ 3,278	△ 6,515	△ 9,793
支払利息	459	△ 9,910	△ 9,451	1,514	△ 2,764	△ 1,250
うち預金積金	408	△ 3,710	△ 3,302	1,568	△ 2,600	△ 1,032
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	51	△ 6,199	△ 6,148	△ 54	△ 164	△ 218

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶▶ 業務純益

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	181,402	221,001
実質業務純益	181,402	279,100
コア業務純益	181,402	279,100
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	181,402	279,100

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員費と等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益は=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

▶▶ 利鞘

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金運用利回り	1.44	1.36	1.25
資金調達原価率	1.10	1.11	0.92
総資金利鞘	0.34	0.24	0.33

(注) 1. 資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。  
2. 資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。  
3. 総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。

▶▶ 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.30	0.18	0.24
総資産当期純利益率	0.28	0.21	0.21

(注) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

会員数・出資金

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	18,198	18,014	17,779
出資金(百万円)	661	667	667
口数(百万口)	13	13	13
出資配当率(%)	4.00	4.00	4.00

職員の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員総数(人)	61	63	64
うち男性	41	43	42
女性	20	20	22

自己資本の充実に関する状況等について

▶▶ 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。  
本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

▶▶ 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されております。  
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	倉吉信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	667百万円
償還期限	-
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	-

▶▶ 自己資本の充実度に関する評価方法

● 統合的リスク管理態勢

当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

(1) 信用リスク

債務者区分が「正常先(地方公共団体を除く)」および「要注意先」の信用VaRと、「破綻懸念先」以下のⅢ・Ⅳ分類債権額に対する未引当額の合計額を信用リスクとしています。

(2) 市場リスク

過去一定期間(観測期間：5年)の金利・株価・為替等(リスクファクター)の変動データにもとづき、将来のある一定期間(保有期間：120日)のうちに、ある一定の確率(信頼区間：99%)の範囲内で、当該金融資産が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推定するVaRを計測しています。

(3) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出は基礎的手法を採用しており、算出式は以下の通りです。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益(直近3カ年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3カ年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

● ストレステスト、バックテストの実施

重要性、蓋然性を考慮したストレスシナリオに基づく損失を定期的に算出し、自己資本への影響を計測しています。統合的リスク管理委員会が自己資本への影響を検証・評価し、必要に応じて対応策を検討すると共に、毎月開催される理事会に報告しています。

また、市場リスク計測モデルが予想したリスク量について、実際のデータを用いて検証するバックテストを実施することにより、計測モデルの信頼性を確認しています。

# 自己資本の充実の状況

## ▶▶ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,034	4,200
うち、出資金及び資本剰余金の額	667	667
うち、利益剰余金の額	3,393	3,560
うち、外部流出予定額 (△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	277
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	277
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	45	34
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,299	4,512
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	14
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	14
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	5
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	21	51
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	42	68
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,256	4,444
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,889	25,933
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 33	△ 33
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	251	251
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,957	1,944
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,846	27,878
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.26%	15.94%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ▶▶ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 ※1</b>	<b>27,889</b>	<b>1,115</b>	<b>25,933</b>	<b>1,037</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	27,557	1,102	25,518	1,020
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	139	5	119	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,847	233	6,373	254
法人等向け	10,281	411	8,515	340
中小企業等向け及び個人向け	5,680	227	5,369	214
抵当権付住宅ローン	1,391	55	1,298	51
不動産取得等事業向け	994	39	938	37
3ヵ月以上延滞等 ※3	258	10	199	7
取立未済手形	2	0	5	0
信用保証協会等による保証付	502	20	380	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1	0	1	0
出資等のエクスポージャー	1	0	1	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	2,456	98	2,317	92
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	360	14	360	14
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	238	9	116	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,382	55	1,364	54
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	364	14	447	17
ルック・スルー方式	364	14	447	17
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	251	10	251	10
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 12	△ 285	△ 12
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 ※4</b>	<b>1,957</b>	<b>78</b>	<b>1,944</b>	<b>77</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) ※5</b>	<b>29,846</b>	<b>1,193</b>	<b>27,878</b>	<b>1,115</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
 <オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況

## ▶▶ 金利リスクに関する事項

利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクであり、平成31年3月期からは△EVEを、令和2年3月期からは△NIIを用いて金利リスクを計測しています。

### (1) 管理方針

- 当金庫では、△EVE及び△NII、100BPV、VaR（信頼水準99%、保有期間6ヶ月、観測期間1年間）などを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。
- 計測時の市況変化を反映させた金利リスクの計測にはVaRを用いており、金利以外に株価や為替リスクなどの影響も考慮しています。
- 統計的な手法を用いるVaRは、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの弱点があるため、100BPVなどを用いてストレステストを実施すると共に、定期的にバックテストを行っています。

### (2) 管理方法

- 有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会に行っていますが、市況急変時には委員会を臨時開催してリスク削減を諮っています。
- 金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの変更について協議し、常勤理事会で決定しています。
- 金利リスクを削減する場合には、主に当該ポジションを売却することにより行っており、デリバティブ取引などによる削減取引は行っていません。

### (3) △EVE及び△NIIの算定手法の概要

- 流動性預金への満期の割当て方法は、流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割り当てられない流動性預金の残存期間は0年としているため、流動性預金の平均満期は1.25年となります。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する行動性オプションは、いずれも考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法は単純合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
- 内部モデルはコア預金モデル（金融庁標準方式）以外には使用していません。
- △EVEの計算は、イールドカーブ変化前後の経済価値の差額を金利リスクとする再評価法で計測しています。

（単位：百万円）

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,397	775	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	20	75				
3	スティープ化	1,158	837						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,397	837	20	75				
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	4,444				4,256			

## ▶▶ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

(1) 信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の4機関です。

- 格付投資情報センター（R&I）
- 日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

### (2) 使用条件

- 複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

(3) 適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

## ▶▶ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債		券			
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国	内	86,378	91,051	42,279	44,474	8,839	8,578	508	488
国	外	490	730	-	-	300	300	-	-
	地域別合計	86,868	91,781	42,279	44,474	9,139	8,878	508	488
	製造業	3,974	4,484	1,710	2,224	2,101	2,100	77	25
	農業、林業	855	731	855	731	-	-	2	2
	漁業	48	48	48	48	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	53	84	53	84	-	-	-	-
	建設業	4,756	5,938	4,636	5,818	100	100	106	104
	電気、ガス、熱供給、水道業	635	824	528	617	99	199	-	-
	情報通信業	19	68	0	54	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	1,137	1,222	1,007	1,092	100	100	5	5
	卸売業、小売業	4,532	5,043	4,294	4,806	200	200	54	96
	金融業、保険業	30,811	33,495	2,633	2,658	600	400	-	-
	不動産業	3,183	3,254	2,764	2,835	200	200	135	128
	物品質貸業	395	412	293	311	100	100	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	201	715	201	715	-	-	-	-
	宿泊業	567	536	567	536	-	-	7	7
	飲食業	609	756	609	756	-	-	23	26
	生活関連サービス業、娯楽業	393	460	393	460	-	-	22	19
	教育、学習支援業	401	474	401	474	-	-	0	0
	医療、福祉	1,261	1,399	1,261	1,399	-	-	-	-
	その他のサービス	2,973	2,673	2,937	2,643	-	-	1	3
	国、地方公共団体等	18,244	17,697	8,183	8,047	5,637	5,472	-	-
	個人	8,892	8,156	8,892	8,156	-	-	71	68
	その他	2,916	3,303	-	-	-	6	-	-
	業種別合計	86,868	91,781	42,279	44,474	9,139	8,878	508	488
	1年以下	24,857	15,914	5,892	4,418	1,320	540		
	1年超3年以下	10,448	20,785	3,783	2,691	1,175	1,993		
	3年超5年以下	5,226	4,765	3,341	3,487	1,885	1,254		
	5年超7年以下	4,831	4,854	3,355	3,407	1,434	1,267		
	7年超10年以下	9,500	14,327	7,536	12,613	1,777	1,714		
	10年超	20,110	20,179	18,264	17,770	1,545	2,108		
	期間の定めのないもの	11,892	10,955	106	84	-	-		
	残存期間別合計	86,868	91,781	42,279	44,474	9,139	8,878		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種別に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	211	219	-	211	219
	令和2年度	219	277	-	219	277
個別貸倒引当金	令和元年度	694	666	7	687	666
	令和2年度	666	663	12	653	663
合計	令和元年度	906	886	7	898	886
	令和2年度	886	941	12	873	941

# 自己資本の充実の状況

## 八. 貸出金償却の額

令和元年度	2
令和2年度	4

(注) 記載金額は、損益計算書上の「貸出金償却」の額と一致します。

## 二. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	元年度	2年度	元年度	2年度	目的使用		その他		元年度	2年度		
製造業	7	5	5	5	-	-	7	5	5	5	0	0
農業、林業	8	2	2	3	0	-	3	2	2	3	0	1
漁業	-	41	41	48	-	-	-	41	41	48	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	107	66	66	65	3	-	104	66	66	65	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4	2	2	1	-	-	4	2	2	1	0	0
卸売業・小売業	134	159	159	160	-	-	134	159	159	160	0	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	275	275	275	286	-	-	275	283	275	286	-	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	17	21	21	6	-	12	17	9	21	6	0	0
飲食業	13	11	11	10	-	-	13	11	11	10	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	20	18	18	17	-	-	20	18	18	17	0	0
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-
その他サービス	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	0	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	103	61	61	59	3	-	104	52	61	59	0	0
合計	694	666	666	663	7	12	687	653	666	663	2	4

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ホ. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	20,660	-	27,146
10%	-	6,434	-	5,006
20%	487	29,388	370	32,143
35%	-	4,009	-	3,751
50%	5,523	343	5,772	413
75%	-	6,071	-	5,604
100%	-	13,804	-	11,493
150%	-	49	-	33
250%	-	95	-	46
合計	86,868		91,781	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 信用リスク削減方針
  - 信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。
- 管理方法の概要
  - 信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
  - 適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
  - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
  - 自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき、且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。
- 担保、保証の評価方法
  - 適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は100%評価とし、削減率も100%とします。
  - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		1,030	903	3,033	3,063

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### 出資等エクスポージャーに関する事項

出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他投資事業組合等への出資が該当します。株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。

株式等については、上場株式は取引所取引価格で時価評価し、非上場株式は財務諸表や運用報告を基に評価しています。保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク(価格変動リスク)が伴いますので、アラームポイントを設けて管理する態勢としています。

## イ. 貸借対照表計上額及び時価

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	265	265	328	328
非上場株式等	415	-	408	-
合計	680	265	737	328

(注) 1. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和元年度	令和2年度
売却益	4	9
売却損	0	2
償却	12	3

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

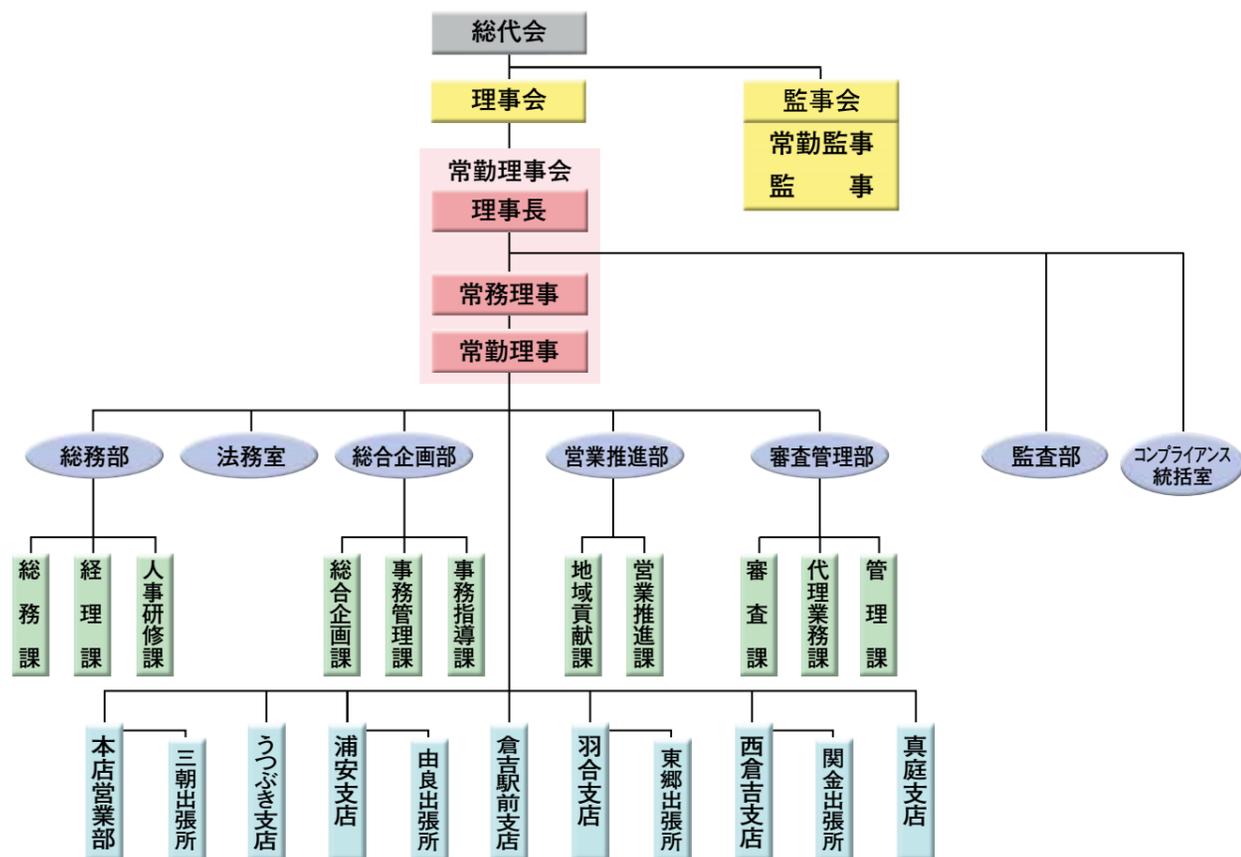
## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△19	56

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

組織図



(令和3年6月30日現在)

役員一覧

理事長 (代表理事)	笠見和則	理事 (非常勤)	藤田 明
常務理事 (代表理事)	安藤正樹	理事 (非常勤)	谷口宗弘 ※1
常勤理事	瀬戸山孝之 ※1	理事 (非常勤)	倉都祥行 ※1
常勤理事	船越 清	理事 (非常勤)	山田悌次 ※1
常勤理事	吉田孝宏	監事 (非常勤)	松井幹雄 ※2
常勤監事	綱本 栄	監事 (非常勤)	松本美恵子

(令和3年6月30日現在)

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

●総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です



●総代が選任されるまでの手続きについて

地区を4区の選任地区に分ち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

(1)総代候補者選考委員の選任

- ・総代会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
- ・選考委員の氏名を店頭に掲示する (掲示期間は1週間を下らないものとする)。

(総代選考委員の選考基準)

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ・地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者
- ・その他金庫が適格と認めた者

(2)総代候補者の選考

- ・選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
- ・総代候補者氏名を店頭に掲示し、かつ、店頭に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。(異議申立期間は、公告後2週間以内である)。

## ③総代の選任

「異議のない場合又は選任区域の会員数の3分の1未満の会員から異議の申し出があった総代候補者」

- ・総代候補者について、異議の申し出た者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を店頭に掲示する。
- ・掲示期間は、1週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

- ・総代候補者について、異議の申し出をした者が当該地区の会員数の3分の1に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
- ただし、当該総代候補者の数がその選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

- ・総代に定数の2分の1を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の2分の1を超えても、全体としては欠員が定数の2分の1を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。
- ・補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

## ●総代とその選任方法

### (1)総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は65人以上95人以内です。
- 総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。
- 令和3年6月30日現在で、総代数は67名です。
- なお、令和3年3月31日現在の会員数は、17,779人です。

### (2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する
- ③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

（総代候補者の選考基準）

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・総代としてふさわしい見識を有している者
- ・良識をもって正しい判断ができる者
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ・その他総代選考委員が適格と認めた者



## ●第77期通常総代会の決議事項等

令和3年6月28日開催の第77期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

### ①報告事項

第77期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書について

### ②決議事項

- 第1号議案 第77期剰余金処分について
- 第2号議案 会員の法定脱退について
- 第3号議案 総代候補者選考委員の選任について
- 第4号議案 理事の選任について
- 第5号議案 退任役員に係る役員退職慰労金の支給について

## ●総代の氏名

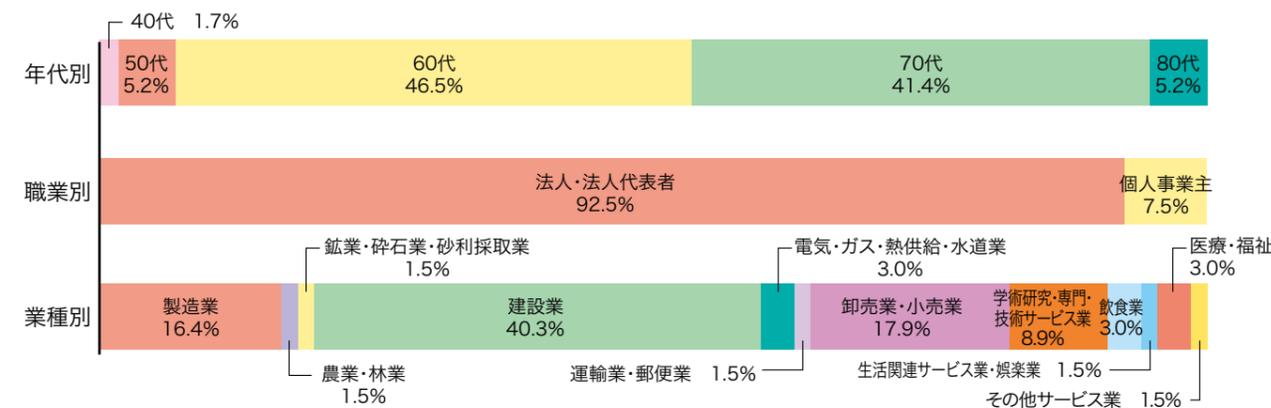
お名前のご記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております。

氏名の後の数字は総代就任回数を表しています。

（令和3年6月30日現在 敬称略）

選 任 区	人 数	総 代 氏 名
第1区	20名	廣吉宗一⑤、楢田昌也④、大村陽之助①、下平哲司①、春木延年⑨、岩山克己⑤、松井 實③、倉部 章④、青木邦男⑨、岡野 稔⑩、湊 良範⑪、福谷直美⑥、山乗立夫⑨、森 和美⑤、河野俊一⑤、水谷正弘②、藤田義彦②、福井重秋②、河野達也②、門脇義樹②
第2区	9名	小林健治⑦、竹田安夫⑦、新陽電気㈱ 代表取締役 寺地 建①、小山正人⑩、戸崎健二⑥、野口 厚⑥、大前拓也⑤、杉島篤美②、前田六仁②
第3区	23名	(有)豊田ガラス建材 代表取締役 豊田 勲⑤、加藤正義④、伊東和昭①、平岡 哲雄⑥、西田篤司①、笠田紘史⑧、㈱ベクト総業 代表取締役 高田保幸①、牧野光照⑦、向井康英④、津村誠一⑥、高野 淳④、新藤祐一⑥、森 敏昭⑤、酒井靖祐⑤、坂田康則⑤、藤原博文②、山上真治②、西谷技術コンサルタント㈱ 代表取締役 山本賢一郎①、石田紙器㈱ 代表取締役 石田知己②、川本博文②、藤井武親②、古川哲次②、大成産業㈱ 代表取締役 長棟秀文①
第4区	15名	加登脇孝彦③、山本浩一③、倉光君壽⑧、伊藤 正⑦、㈱チュウブ 代表取締役 大田英二⑥、永田一郎⑧、㈱北和 代表取締役 伊藤孝一④、福井利明⑥、山崎 稔⑤、田熊博文③、小川克彦②、種子晋司②、吉村博美②、岸田博己②、讃岐木材㈱ 代表取締役 讃岐健二②

## ●総代の属性等別構成比



明治		
45年	4月	産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立 倉吉町新町1丁目10番屋敷 初代組合長 内海 淡就任
大正		
6年	2月	第2代組合長小川貞一就任
7年	2月	有限責任倉吉信用組合と名称変更
	9月	事務所を倉吉町明治町1031番地1(共済無尽会社隣)に移転
10年	4月	事務所を倉吉町明治町1032番地1(産業組合連合会内)に移転
昭和		
7年	8月	事務所を倉吉町西町2965番地1に移転
11年	2月	組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称
12年	2月	保証責任倉吉信用組合と名称変更
19年	1月	第3代組合長 福井 清就任
	5月	市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称
20年	4月	第4代組合長 大田佳六就任
24年	6月	国民金融公庫の業務の代理取扱開始
25年	4月	中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組
26年	12月	営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる 倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称
27年	11月	営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張
28年	2月	浦安支店開設(東伯郡浦安215番地3)
29年	6月	東支店開設(倉吉市宮川町159番地63)
31年	1月	由良支店開設(由良町由良宿505番地)
32年	6月	内国為替業務認可により取扱開始 住宅金融公庫の業務の代理取扱開始
33年	12月	全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始
34年	12月	松崎支店開設(東郷町旭57番地)
35年	3月	由良支店を大栄町由良宿551番地に新築移転
36年	5月	上井支店開設(倉吉市上井313番地)
39年	11月	浦安支店を東伯郡浦安213番地2に新築移転
41年	2月	上井支店を倉吉市上井2丁目3番地8に新築移転
42年	7月	本店を倉吉市大正町1078番地4に移転
43年	5月	第5代理事長 山下友蔵就任
44年	11月	羽合支店開設(羽合町田後346番地3)
45年	9月	営業地域を鳥取市・気高郡に拡張
46年	4月	日本興業銀行の業務の代理取扱開始
	5月	第6代理事長 上井哲夫就任
		日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始
	10月	日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始
47年	11月	上井支店を倉吉駅前支店に名称変更
49年	4月	年金福祉事業団の業務の代理取扱開始
50年	5月	東支店を倉吉市昭和町499番地に新築移転
	11月	鳥取支店開設(鳥取市松並町2丁目364番地) 全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始
52年	2月	商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始
	5月	環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始
53年	2月	関金支店開設(関金町関金宿235番地10)
	9月	営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張
55年	4月	西倉吉支店開設(倉吉市西倉吉町20番地15)
56年	1月	本部建物新築し本部を移転(倉吉市昭和町1丁目60番地) 東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更
	7月	医療金融公庫の業務の代理取扱開始

昭和		
57年	6月	西支店開設(倉吉市旭田町11番地)
58年	4月	三朝支店開設(東伯郡三朝町大瀬八幡1036番地4)
	6月	西伯郡中山町・気高郡・若美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる
	10月	国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始
59年	2月	日本銀行歳入代理店業務開始
60年	9月	倉吉支店サンピア出張所オープン
	10月	真庭支店開設(岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水43番地3)
平成		
元年	2月	現金自動支払機土曜日稼働開始
	11月	現金自動支払機日曜日稼働開始
3年	7月	両替業務開始
4年	4月	創立80周年記念式典4月25日開催
5年	10月	浦安支店アプト出張所オープン
	12月	倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン
6年	4月	鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン
7年	8月	関金支店移転オープン
	10月	第7代理事長 安部和臣就任
8年	9月	倉吉支店めいりん出張所オープン
9年	5月	倉吉支店グンゼ出張所オープン
	11月	倉吉支店をうつぶき支店に名称変更 うつぶき支店新築オープン
11年	2月	西日本建設業保証業務委託取扱開始
	3月	郵貯とのATM接続サービス開始
	11月	鳥取支店移転オープン(鳥取市富安1丁目221番地1)
12年	7月	本店営業部倉吉市役所出張所オープン
	10月	くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始
13年	2月	松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン(東郷町龍島536番地3)
	6月	くらしんホームバンキングサービス取扱開始
14年	3月	90周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊
15年	2月	生保窓口販売の代理取扱開始
	4月	「無担保リフォームローン」開始
	8月	冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始
	9月	カードローン「しんきん きゃっする」発売開始 「くらしんTKCアドバイスローン」発売開始
16年	1月	変額年金保険「たのしみVA」発売開始
	3月	マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始
	6月	中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	8月	「鳥取県民債」販売(抽選受付7/12～7/16)
	9月	「台風災害対策資金」取扱開始 「5年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始
	10月	「経営まもるくん」発売
	11月	オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状
17年	1月	決済用預金「預金まもるくん」発売
	5月	「家計まもるくん」発売 「プロテクト・リフォームローン」発売
	9月	高金利定期預金「ビック5」発売
	10月	国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	11月	営農支援ドラフト「豊作」発売
	12月	鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結
	12月	住宅ローン「10年周期変動型」取扱開始
18年	2月	県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状
	8月	営農支援融資「豊作・2」発売

平成		
18年	8月	「営農大雨災害対策資金」発売 くらしん特別金利定期預金発売 「原油高騰対策フリーローン」発売 事業先向け「原油高騰対策資金」発売
	10月	県内3信用金庫共通融資「ビジネスプライムローン」発売
	11月	第8代理事長 大畑 勇就任
19年	2月	(株)オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売
	6月	子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきっぷ」発売
	10月	ATM暗証番号変更機能追加
	12月	長期固定金利融資商品「アシスト」発売 全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売 西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県(中部総合事務所)より感謝状
20年	9月	印鑑照会システム導入
	10月	「家計まもるくんサポートローン」発売
	11月	中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始
21年	1月	「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始
	3月	休日融資特別相談窓口開設
	4月	第9代理事長 谷岡忠範就任
22年	2月	信金ギランティカードローン「きゃっする300」発売 高機能ATM導入開始
	3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア
	7月	関金支店を西倉吉支店に統合
23年	1月	しんきん共同システム西日本センター利用開始 外貨宅配サービス取扱開始
		TKC中国会との経営改善計画策定支援サービス締結
		日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結
	4月	羽合支店ATMコーナー休日稼働開始
	5月	東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈
	6月	全国信栄懇話会信用金庫PRコンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞
	8月	住宅金融支援機構業務監査
	9月	商工組合中央金庫代理業務監査
	10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア
	11月	第6次全銀システム稼働 くらしんヤングコア、鳥取県共同募金会倉吉市支会より表彰授与
24年	2月	がん検診受診率向上プロジェクト調印(中部1市4町)
	4月	倉吉信用金庫創立100周年
	7月	鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式 鳥取県がん先進医療ローン取扱開始
	8月	創立100周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈 創立100周年記念祝賀会
	9月	信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始 法人インターネットバンキング新システム開始
	12月	西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外ATM運用開始
25年	1月	個人インターネットバンキング新システム開始
	2月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定 でんさいネットサービス開始
	7月	しんきん保証「プラチナ住宅ローン」取扱開始
	10月	しんきん保証個人ローンインターネット受付開始
	11月	第3回山陰しんきんビジネスフェア
	12月	I Cキャッシュカード発行開始
26年	1月	鳥取支店を本店営業部へ統合
	2月	しんきん保証「シニアライフローン」取扱開始

平成		
26年	4月	しんきん保証カードローン「願助くん」取扱開始
	8月	日本政策金融公庫と創業分野での連携開始
	11月	しんきんEBサポートディスク提供開始
	12月	鳥取県産業技術センターと連携協力に関する協定締結
27年	1月	正月三が日のATM稼働開始
	3月	ATM利用可能時間の拡大
	5月	プロパーフリーローン「リリーフ」取扱開始 「とっとり地方創生ファンド」設立
	9月	SGEC認証材活用制度基本協定締結
	11月	事業性保険「ビジネスプロテクト」取扱開始
28年	1月	鳥取県警察とのサイバー犯罪共同対策協定締結 倉吉市との地方創生包括連携協定締結
	2月	しんきん保証女性向け商品「キャリアアップ for Ladies」取扱開始
	5月	「職域サポートローン」取扱開始
	6月	随時返済型カードローン「楽々まもるくん」取扱開始 第10代理事長 笠見和則就任
	8月	「楽々カープラン」取扱開始
	10月	くらしん災害復旧特別金利ローン取扱開始
	11月	全国の信用金庫窓口での鳥取県中部地震に係る義援金受付開始(倉吉市・三朝町) 鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」取扱開始(～12/30) 災害特別休日相談窓口開催
29年	2月	鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」による義援金の寄贈(～3/2)
	5月	高齢者の特殊詐欺被害防止に向けたATM振込制限の実施
	8月	鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結
	11月	しんきん保証基金「フリーローン」取扱開始
30年	1月	教育カードローン「エール」取扱開始
	3月	「後見支援預金」取扱開始
	5月	相続事務における「法定相続情報証明制度」の活用開始
	10月	ATMおよび個人IB即時振込取扱時間拡大
	11月	Origami Pay取扱開始
	12月	法人IB即時振込取扱時間拡大
令和		
元年	10月	「通帳レス口座」取扱開始
2年	3月	倉吉市役所第2庁舎出張所ATMオープン
	5月	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うゴールデンウィーク融資相談窓口設置(～6日)
	7月	新型コロナウイルス関連給付金相談会開催 「ディスクロージャー誌」発行
	8月	山陰しんきん事業継承パートナーシップ発足
	10月	由良支店を浦安支店に統合 東郷支店を羽合支店に統合 鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定締結
	11月	三朝支店を本店営業部に統合 「ミニディスクロージャー誌」発行
	12月	しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト発足 社会福祉施設等へ新米寄贈
3年	2月	「SCBふるさと応援団」寄付金贈呈式
	3月	SDGs宣言 山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定の締結及び鳥根県へ寄付金贈呈

## 店舗

店舗	住所	電話	ATM稼働時間	
			平日	休日
1 本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60	0858(22)6108	8:00~21:00	9:00~19:00
2 うつぶき支店	鳥取県倉吉市大正町1075-4	0858(22)4154	8:00~20:00	9:00~19:00
3 倉吉駅前支店	鳥取県倉吉市上井町2丁目3-9	0858(26)2951	8:00~21:00	9:00~19:00
4 西倉吉支店	鳥取県倉吉市西倉吉町20-15	0858(28)3111	8:00~21:00	9:00~19:00
5 西倉吉支店 関金出張所	鳥取県倉吉市関金町関金宿247-1	0858(45)3121	8:00~21:00	9:00~19:00
6 浦安支店	鳥取県東伯郡琴浦町浦安213-2	0858(52)2351	8:00~20:00	9:00~19:00
7 由良出張所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿551-4	0858(37)3711	8:00~20:00	9:00~19:00
8 羽合支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後340-3	0858(35)2641	8:00~21:00	9:00~19:00
9 東郷出張所	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島536-3	0858(32)0631	8:00~19:00	9:00~19:00
10 三朝出張所	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1036-4	0858(43)2111	8:00~19:00	9:00~19:00
11 真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	0867(66)4368	8:45~19:00	9:00~19:00

## キャッシュサービス専用出張所(窓口業務は行っておりません)

店舗	住所	ATM稼働時間	
		平日	休日
A 倉吉市役所第2庁舎出張所	鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1	8:00~21:00	9:00~19:00
B 西出張所	鳥取県倉吉市旭田町11	9:00~19:00	9:00~19:00
C パープルタウン出張所	鳥取県倉吉市山根557-1	9:00~21:00	9:00~19:00
D アプト出張所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋371	9:00~20:00	9:00~19:00

令和3年6月30日現在



このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

## I 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	44
(2)理事及び監事の氏名および役職名	44
(3)事務所の名称・所在地	50
(4)総代会制度	45

### 2. 金庫の主要な事業の内容

### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	18
(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況	19
①経常収益、経常利益、当期純利益	
②出資総額及び出資総口数	
③純資産額、総資産額	
④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高	
⑤単体自己資本比率	
⑥出資に対する配当金	
⑦職員数	
(3)報酬体系について	19
(4)直近の2事業年度における主要な事業の概況	

①主要な業務の状況を示す指標	36
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	
オ. 総資産経常利益率・総資産当期純利益率	
カ. 業務純益	
②預金に関する指標	32
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	32～34
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	34～35
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制について	12
①統合的リスク管理態勢	37
②信用リスク	37
③金利リスク	37
④オペレーショナル・リスク	13
⑤リスク管理体制	12
(2)法令等遵守体制(コンプライアンス体制)について	14

①顧客保護等管理方針	14
②ペイオフについて	17
③貸出運営についての考え方	17
(3)中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	4
(4)金融ADR制度への対応	16
①反社会的勢力に対する基本方針	16
②お客様本位の業務運営にかかる基本方針	16～17
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27～28
(2)外部監査制度	28
(3)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	20
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益合計額	
①有価証券	34～35
②金銭の信託	35
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	35
(5)貸倒引当金の内訳	20
(6)貸出金償却の額	20
6. 金融再生法開示債権	21
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)要管理債権	
(4)正常債権	
7. 自己資本の充実の状況	
(1)自己資本の構成に関する開示事項	38
(2)定量的な開示事項	39
①自己資本の充実度に関する事項	39
②信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	40
ア. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	41
イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
ウ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	42
エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	42
③信用リスク削減手法に関する事項	43
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	43
⑥出資等エクスポージャーに関する事項	43
⑦金利リスクに関する事項	40

## 倉吉信用金庫ディスクロージャー誌 Report '21

### 発行

令和3年7月  
倉吉信用金庫 本部  
〒682-0806  
鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地  
TEL 0858-22-1111(代)  
FAX 0858-22-5607  
<https://www.kurashin.co.jp/>



**KURASHIN**  
KURAYOSHI SHINKIN BANK